

特集人工企業



Feature Papers

論文

日本の電気事業の費用構造と事業改革

鳥居 昭夫 中央大学 経済学部 教授

論文

有料道路における

ネットワーク利用に対する課金とその論点

手塚 広一郎 日本大学 経済学部 教授

論文

地上波民間テレビ放送の 地域性についての考察

脇浜 紀子 読売テレビ放送株式会社 編成局 アナウンス部

Report

学会リポート

「APSITT 2012 |参加報告

笹田 直利 大阪大学 大学院 工学研究科 博士前期課程

報告

2015~2020年の

社会・生活変化に関する未来洞察

稲増 文夫 株式会社KDDI総研調査2部長

Articles

すでに始まってしまった未来について

端から見物する

平野 啓一郎 作家

情報伝達·解体新書

動物たちのこころ

藤田 和生 京都大学 大学院 文学研究科 教授

明日の言葉

ケータイは心霊現象?

髙橋 秀実 ノンフィクション作家

お知らせ

第2回Nextcom情報通信論文賞の結果について

著書出版・海外学会等参加助成について

2012年度の結果、および2013年度に関するお知らせ

論文公募について

明日の言葉

いずれは心を直接伝えられるようになるでしょう。 ……グリエルモ・マルコーニ

1912年、『ニューヨーク・トリビューン』のインタビュアーは、 無線通信の発明家にして事業家のマルコーニにたずねた。 「いずれ、手紙や電話はまったく使われなくなるのか」と。 答えは「もちろん!」だった。



Nextcom ネクストコム

特集を基準

- 4 論文 日本の電気事業の費用構造と事業改革 鳥居 昭夫 中央大学 経済学部 教授
- 14 論文 有料道路における ネットワーク利用に対する課金とその論点 手塚 広一郎 日本大学 経済学報 教授
- 24 論文 地上波民間テレビ放送の 地域性についての考察

脇浜 紀子 読売テレビ放送株式会社 編成局 アナウンス部

- 36 | 学会リポート 「APSITT 2012」参加報告 笹田直利 大阪大学大学院工学研究科博士前期課程
- 38 報告 2015~2020年の 社会・生活変化に関する未来洞察 稲増 文夫 株式会社KDDI 総研 調査 2 部長

エッセイ&お知らせ

- 2 すでに始まってしまった未来について **端から見物する**平野 啓一郎 作家
- 34 情報伝達・解体新書 動物たちのこころ 藤田 和生 京都大学 大学院 文学研究科 教授
- 41 第2回Nextcom情報通信論文賞の結果について 著書出版・海外学会等参加助成について 2012年度の結果、および 2013 年度に関するお知らせ

論文公募について

44 明日の言葉 ケータイは心霊現象? 高橋 秀実 ノンフィクション作家 すでに始まってしまった未来について―― ③

文: 平野啓一郎

絵:大坪紀久子

私は、自分の親しい人とは、大体政治的な見解が一致し ている。別に、それを理由に友人を選んでいるという意識 はないが。

基本的にはリベラルで、タカ派が嫌いだ。それは、日本 人の友人であろうと、アメリカ人、フランス人、韓国人の 友人であろうと、実は全く同じである。細かな政策につい て意見が違う時には、相手の話を聴いて、考えが変わるこ ともある。そういう時には、特に強い感情的な反発がある わけではない。

しかし、一度自分のことを保守だとか、リベラルだとか 自覚した人間同士が、議論で意見を変える、ということは あるのだろうか?

例えば、私が保守派の論客と議論して、完全にやり込め られてしまったとする。私は、潔くその場で考えを改める だろうか? その様子を、誰か他の人に見られていたなら?

相手が融和的な態度で説得するなら、そうですね、とで も頷くかもしれない。しかし、喧嘩腰で来られると、たと え相手の言っていることが正しいと感じていても、私は感 情を楯に拒絶するだろう。

自分が議論の当事者になると、人は案外、自説に固執し てしまう。長い年月を掛けて考えてきたことだし、単にそ れを変えるだけでなく、敗北感が伴うからである。私自身、 逆の立場で、どう考えても私の方が理屈が通っているのに、 相手が頑として考えを曲げず、イライラしたことがある。

しかし、テレビやネットの議論を、端から見ている時には、 不意に考えを変えさせられることがある。それは、敗北感 を強いられないからこそ受け容れやすい。

私が、小説というジャンルを気に入っているのも、その せいである。読者は主人公から、面と向かって議論を吹っ 掛けられるわけではない。ただ、彼の生き様を横から見て いるだけである。しかしそのために、読者の考えが根本的 に変わる、ということはあり得る。少なくともそれが私の 読書体験だった。

Keiichiro Hirano

小説家。1975年生まれ。1999年京都大学在学中に『日蝕』により芥川賞を受賞。 以後、『葬送』、『ドーン』、『かたちだけの愛』など、数々の作品を発表し、各国で翻訳紹介されている。 近著は『私とは何か ― 「個人」から「分人」へ』(講談社現代新書)。最新刊は『空白を満たしなさい』(講談社)。



日常生活に欠かすことができない公益事業。 公共の利益のためにある、 その諸事業の意義と在り方について考える。

公益1

日本の電気事業の 費用構造と事業改革

■中央大学 経済学部 教授

鳥居 昭夫 Akio Torii

これまでの日本の電気事業についての実証研究は、

フロンティア技術の停滞が認められるものの米国に比べても遜色のない効率水準を達成してきた、 1990年代までは資本の過剰使用が認められてきているが単価への影響は非効率の影響に比べて小さい、 電力の価格水準が高いのは事業効率の差ではなく要素価格の差に帰することができる、 発電と送配電が垂直的に統合された事業形態において統合の経済が実現されてきた、 という結果を報告している。

統合・地域独占という産業組織の下で、十分に高い事業効率が実現されてきたことが示されているが、同じ「事業効率」が、異なる産業組織と異なる契約関係の下で実現できないとは言えないのである。

キーワード

電気事業の費用効率 電気事業の事業改革 技術効率と生産性 垂直統合の経済性 取引費用

1. まえがき

この稿を執筆している現在、電気事業の制度改革が「総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会」等で議論されている。1990年代以後、日本の電気事業制度の改革は継続して検討されてきており、今回の議論もそれらの延長線上にある。それらの議論に並行して、多くの研究者によって内外の電気

事業を対象とした実証研究が積み重ねられている。それらの実証研究は目立たないものの、多岐にわたり数も多く、電気事業に対する豊富な理解を与える。ここでは、日本の電気事業の費用構造を対象とした実証研究を紹介・整理し、それらの分析が示唆しているものを捉えたい。

電気事業を対象とした分析は大きく2種類に分かれる。第1に、電気事業が望ましいパフォーマンスをあげるためには、どのような産業組織が望ましいかを、

理論的ないしはシミュレーションを用いて計量的に分 析する研究がある。産業組織とは、電気事業の場合、 独占・地域独占であるか、多数の事業者の競争による のか、発電から送変電、配電まで統合した企業で供給 するか、それぞれ独立した企業・組織で供給するのか の類別である。通常、製造業等では、産業組織そのも のの選択が直接に問題となることはない。電気事業に おいて産業組織の選択が問題となるのは、現在の産業 組織の下では、規制という方法ではもはや望ましい帰 結を期待できないという認識を表している。産業組織 の選択には、必ず何らかの市場形成の問題が伴う。選 択される産業組織の下で、その産業組織に適した価格 形成の方法と投資インセンティブの提供が与えられて 初めて、産業が機能するからである。この方向の研究 では、したがって、市場をいかにデザインするかが議 論の中心となる。

第2の研究の方向は、これまでの電気事業のパフォーマンスについての検証を行うものである。1990年代以後制度改革が検討されてきたのは、日本の電気事業のパフォーマンスに疑問が投げかけられたことにもよる。内外価格差の存在が指摘され、競争が無いことによる非効率、及び規制の失敗による非効率の発生が懸念された。この問題は、費用構造を直接に計量分析することによって確認できる。規制下で詳細な経営情報が公開されていたことにも助けられて、多くの実証研究が行われてきた。本稿で紹介するのは、これらの費用構造に対する実証研究である。

日本の電気事業を対象とした実証研究は、費用構造における効率性研究の他に、需要構造の分析や新しく導入された卸売取引市場の機能など、極めて多様な内容について行われてきた。ここでは、現在の制度の下での事業のパフォーマンスを評価する費用構造分析に限って紹介する。また、日本の研究者が、他国の電気事業について分析する研究も数多いが、ここでは同じ

理由で日本の電気事業を対象とする分析に限らせていただく。以下、2. でそれぞれの研究を紹介し、3. において、それらの研究から得られる知見について若干の議論を試みる。

2. 日本の電気事業の費用構造に対する 実証研究

2.1 費用構造を対象とした実証研究の目的

電気事業の費用構造を対象とした実証研究は、その目的により大きく3種類に類別される。

第1に、生産性ないしは効率性を計測し、主に米国の電気事業と国際比較することによって評価する分析がある。生産性は投入に対する産出の比を測る。電気事業を含んだ多くの生産活動では、投入は複数あり、産出も複数ある¹⁾。これら複数の投入と産出を全て考慮して、投入に対する産出の大きさを比較する必要がある。このような場合にも比較できるよう工夫された指標が、全要素生産性(TFP)である。

一方、効率性は、最も高い生産性をあげている生産活動を想定し、実現している生産性をその望ましい状態と比較するものである。所与の技術・投入の下で実現できる最大の産出を生産フロンティアと呼ぶ。この生産フロンティアに対して現実の産出を比較した指標を技術効率性と呼ぶ。また、所与の要素価格の下で最も低い費用を実現できる技術を想定し、現実に選択されている技術による費用をその望ましい技術の下での費用と比較した指標を配分効率性と呼ぶ。資本のコストに対して燃料価格が高ければ、設備に費用がかかっても、より燃料節約的な技術を選択すべきであろうし、逆に燃料価格が相対的に低ければ、多少熱効率が悪くても設備投資を節約できる技術を選択すべきである。このように所与の要素価格に対して最適な技術が選択されているかどうかを測るのが配分効率性である。

技術効率性と配分効率性を集計した効率性を総合効率性と呼ぶ。総合効率性は、所与の産出を実現するための可能な最低の費用に対して、現実にかかっている費用を比較する指標である。電気事業の場合には、地域独占が長く保証されたことにより競争圧力が働かないので技術非効率が存在し³、資本投下に対して一定の報酬率を保証するよう料金が規制されていたため、過度に資本使用的な技術が選択されてきたことを反映して配分非効率が存在すると考えられた⁴⁾。現実の費用水準にはこれら非効率が反映され、非効率が価格に転嫁されているのではないかと懸念されたのである。効率性の実測と比較が電気事業の費用構造に対する実証研究では最も多い。日本の実情にも合わせて様々な計測上の工夫が行われ、推計の方法は発展してきた⁵⁾。

第2に、日本の電気事業の費用関数を推計することによって、事業が垂直に分離された場合の費用をシミュレートし、垂直に統合された現在の事業形態の経済性を比較検討する研究がある。電気事業の産業組織の再検討では、発電部門や、送配電部門の垂直的分離が議論の一つの中心となっていることを反映した研究である。これに類して、電気事業の自然独占性を検証する研究がある。自然独占性は費用関数の性質であり、一定の生産範囲を持つ統合された企業を分離すると費用が必ず増大してしまうとき、自然独占性があるという。この性質の下では競争がうまく働かないことが知られ、政府が規制を行う根拠とされてきた。そのため、自由化の初期に、自然独占性を検証する研究が多く行われた。

第3に、生産性、効率性、及びその他の費用関数の特性と、電気事業の環境要因との相関を分析する研究がある。環境要因として、政府の規制の変化、特に規制緩和、競争圧力等が取り上げられている。最近は環境規制の変化が取り上げられることも多い。この研究は第1、第2の研究と排他的ではなく、特に第1の生産

性・効率性を計測する研究の大半は、諸政策の効果を 分析することを目指している。

数多くの研究がそれぞれの課題について行われている。ここでは、現在の議論に資すると思われるいくつかを紹介することにとどめる。

2.2 生産性・効率性の国際比較研究

生産性・効率性の研究は、生産フロンティアを捉え る方法により、大きく2種に分かれる。まず、DEA (包絡面分析) と呼ばれる方法がある。DEAでは、現 実の各企業ないしは各企業の発電部門など特定部門を DMU (意思決定単位) として、経営判断の結果、成 果に責任を持つ主体として扱う。それらDMUを比較 して、より優れたDMUが存在しないものだけを残す。 さらに、それらDMUが協力して、たとえば2つの企 業の成果をそれぞれ半分ずつ合成して得られる等、組 み合わせの結果として考えられる仮想的な状態も全て 考えて、あわせてフロンティアを構成する。他にSFA (確率的フロンティア分析) と呼ばれる方法がある。 SFAでは、回帰分析等によって生産関数や費用関数 の推計が行われる。非効率の存在を仮定する限り、観 測されるデータは、フロンティアにおける技術だけで はなく、非効率の効果をも反映するはずである。非効 率はランダムに発生するのではなく、一定の発生のパ ターンを持つと仮定し、すなわち非効率の分布には一 定の特徴があると仮定して、現実の生産性を、フロン ティア技術を反映した部分、非効率による部分、デー タ誤差などランダムな誤差項とに分離する。分離され た結果によりフロンティアを構成する。

DEAにより日米電気事業の効率性等比較を行ったものに、筒井(2000、2003)がある。筒井(2000)では、日本の一般電気事業者9社(沖縄電力を除く、以下日本9社と略記する)と米国事業者23社の発電、流通(送配電)、一般管理部門の効率性が1990年から1997年の

データを用いて分析され、筒井(2003)では1992年か ら2000年までの日本9社と、垂直統合された米国18社 の効率性が分析されている。主な結果は、技術効率で は、発電において日本が、一般管理部門において米国 が上回り、総合では同程度である、配分効率では、日 米ともに過大投資傾向が見られるが大きな差は無い、 これら非効率によるコスト上昇が単価に占める割合は 日本で20%から30%水準で推移し、米国では35%から 15%程度で推移してきた、というものである。

SFAにより効率性を比較した研究に服部(2000)が ある。服部は1990年から1997年までの日本9社と米国 22社の汽力発電部門と送配電部門を分析している。主 な結果は、汽力発電においては日本の事業者が10%程 度技術効率性で上回っている、送配電部門においては やはり日本の技術効率性が優れているが、一方で米国 の技術進歩、すなわちフロンティアの拡大が日本をし のいでいるというものであるっ。

これらの生産性・効率性推計は、研究者達の努力に より発展してきた。たとえば、Tone・Tsutsui (2007) では、Network DEAというDMUの垂直的構造を明 示的に取り込んだDEAが用いられている。DEAは投 入と産出の関係を効率性として計測するから、統合さ れた電力事業者の効率性を捉えるためには、各部門の 効率性を個々に推計せず、発電部門の産出が送配電部 門の入力となる等の構造をモデルに反映させなければ ならない。Tone・Tsutsuiは1992年から1999年までの 日本9社と米国10社を分析し、日本は技術効率におい て、米国は配分効率において優位であるが、それぞれ 差は統計的に有意ではないと報告している。

また、Assaf et al. (2009)、Barros・Managi (2011) ではSFAによって日本の汽力発電の技術効率が推計さ れているが、汽力発電設備がそれぞれ均質ではないこ とを考慮して、費用関数の各係数がランダムに変化す ることを前提して推計が行われている。どちらも1976 年から2003年の日本9社のデータを用いて分析してい る。不均一性を考慮しないモデルに比べて、技術効率 の推計値が上昇していること、Assaf et al. では91%、 Barros · Managiでは85%という技術効率水準の推計 値が報告されている。

ところで、配分非効率に限ると、必ずしもDEAや SFA等の方法に依存して推計する必要がない。配分効 率は、事業者に与えられた要素価格の比に対して、適 切な技術が選択されているかを問うている。現実の事 業者が、要素価格だけではなく、他の要因を考慮して 技術を選択するとすれば、必ずしも費用を最小化する 技術が選択されるわけではない。一方、理論的には費 用関数は事業者が費用を最小化する選択を前提して定 義される。もし、事業者が他の要因を考慮するとすれ ば、理論が予測する費用関数の形状と現実の費用関数 の形状に相違が発生する。この影響を含めて費用関数 を推計すれば、どの程度、要素価格以外の要因が考慮 されているかを推計することができる。このように構 成された費用関数は一般化費用関数と呼ばれている。

一般化費用関数を推計して配分非効率の存在を検 証した分析には、小林(1996)、服部・筒井(1998)、 北村(2001)がある。順に1978年から1985年までの 日本9社火力発電部門と6社原子力発電部門、1983年 から1993年までの日本9社と米国14社、1981年から 1998年までの日本9社発電部門が対象となっている。 小林は労働に対する資本・燃料の過剰使用を、服部・ 筒井は日本で労働と資本の過剰使用を、北村は燃料に 対する労働・資本の過剰使用を報告している。また、 後藤 (2003)、Nemoto・Goto (2006) は、類似した形 で費用関数に歪みが出ることを利用して、SFAに配分 非効率を導入した。それぞれ日本における1981年から 1998年までの日本9社送配電部門を分析し、資本の過 剰使用を報告している。このように、部門と時期によっ て、燃料・労働の使用における配分効率の傾向につい

ては異なる結果が出ているものの、全ての結果において資本は過剰使用であるとされている⁸。

これらの分析は、技術非効率が存在しているが、米 国に比して大きいわけではない、その一方で資本の過 剰使用による配分非効率が懸念されるという傾向を示 している。しかし、この配分非効率が、費用水準に与 える影響はそれほど大きくはない。筒井(2003)の推 計では、単価に対して1%から5%、北村(2001)で 1.54%、後藤 (2003) で5.0%、Nemoto・Goto (2004) で0.13%から2.97%である。技術非効率の発生が直接 に費用を押し上げるのに比べて、配分非効率による費 用上昇はいったん技術に歪みが出てそれが費用に反映 されるので、技術が最適なものと大きく離れていない 限り、影響はずっと小さい。筒井の推計では、費用水 準への寄与として5分の1から20分の1とされている。 また、Nemoto・Goto (2003) は、資本の形成を考慮 した動的DEAで、配分非効率について論じている。 通常DEAでは、資本が投入の一つとして考えられて いるが、その時点時点でDMUが資本投入量を最適な 水準に意思決定できるわけでなく、資本は動的に形成 されるものである。Nemoto・Gotoは、資本の形成を 明示的に考慮した動的DEAを1981年から1995年の日 本9社に適用した。その結果、従来のモデルでは技術 非効率がほぼ0、配分非効率0.01から0.18として出て いたものが、動的DEAでは技術非効率、配分非効率 共にほぼ0となり、代わりに0.002から0.235の動的非 効率が観測されると報告している。すなわち、資本形 成における意思決定の誤りが、通常のDEAでは配分 非効率に見えているのではないかと論じたのである。

技術効率、配分効率に相対的に遜色がないにもかかわらず、費用水準において日米差があることも事実である。新庄(1997)は、1972年から1992年の日米企業の費用関数を推計し、この間米国の費用効率性が日本の約2倍で推移し(日本の費用水準が米国の77%か

ら111%高)、しかも80年代以後格差の拡大傾向があ ることを報告している。技術効率、配分効率を推計す るとき、通常のDEAでは、実際に企業が支払った費 用を要素価格として分析している。したがって、市場 価格と異なる価格を支払ったとしても非効率とは計上 されない。筒井(2000、2003)は、最小費用を実現し ているDMUにおける単価水準を基準として、単価格 差による費用増大分を推計した。筒井(2003)による と、供給コストに対する影響において、単価水準の差 によって生じる費用増は、技術非効率、配分非効率に よる費用増の1.8倍にのぼり、総供給コストの30%か ら40%を占めている。さらにTone·Tsutsui (2007) は、 物理的な投入産出の関係から効率性を論じるだけでは なく、実際にかかった費用の大きさによって効率性を 判断する部分を導入し、価格効率性と名付けた。この 措置によって、要素単価節約を考慮した効率性の概念 を導入できる。Tone · Tsutsuiによると、1999年で米 国の価格効率は0.76であるのに対し、日本は0.33でし かない。同時期に米国と日本の技術効率はそれぞれ0.88 と0.92であり、配分非効率は0.93と0.98である。

もう一つの問題は、いくつかの研究で生産フロンティアの拡大が米国に比べて小さいと報告されていることである。服部 (2000) は1990年から1997年の送配電部門において米国の技術進歩が日本をしのぐとし、筒井 (2000) においても同年度間で、米国でフロンティアのシフトが観測される一方、日本のフロンティアは停滞しているとされている。また、Kobayashi (2005) は1972年から1996年の総費用関数におけるTFP成長0.22%のうち技術変化は0.02%にすぎないとしている (米国は同0.12%のうち0.23%、韓国は同2.61%のうち0.51%)。さらに、Goto・Sueyoshi (2009) では1983年から2003年の日本9社の配電部門で技術進歩は-1.8%から-1.35%であったとし、鳥居 (1997) でも1970年から1992年まで日本9社で技術進

歩が-1.8%から-3.6%であったとしている。例外は伊 藤 (1998) のみであり、1971年から1995年までの日本 9社で0.2%から2.9%の技術進歩があったとしている。 これらの値は、生産性の変化から、要素価格の変化に 帰する部分、規模の経済性の変化に帰する部分、稼働 率の変化に帰する部分等を除いた、技術変化によるフ ロンティアの拡大を示す指標である。技術効率が高い ことは、フロンティアに近いところで事業を営んでい ることを示しているが、肝心のフロンティアが拡大し ていないのである。

23 垂直統合の経済性研究

垂直統合の経済性は、発電部門の産出と送配電部門 の産出との関数として費用関数を推計し、この費用関 数からそれぞれ別の企業で営んだ場合の費用を計算し て、現実の統合された企業による費用と比較すること によって論じられる。渡邊・北村(1998)は1981年 から1995年までの日本9社の費用関数を用いて、中規 模3社では経済性が確認されるものの、大規模3社で は1990年に経済性が失われているとした。北村・根 本(1999)は、1980年から1997年の日本9社について、 各段階の産出の関数である可変費用関数と、各段階の 資本量に依存する固定費用関数を同時推計し、統合の 経済性を平均8.6%であるとしている。後藤・井上(2012) は、1990年から2008年の日本9社について推計した費 用関数から、統合の経済性を19%から29%と推計して いる。このように、近年のデータからは、垂直統合の 経済性が確認されている%。

さらに、Nemoto·Goto (2004) は送配電部門の費 用関数を推計し、発電部門からの外部性が存在するか どうかを検定した。すなわち、発電部門の投資水準が、 送配電部門の費用を削減する方向で働いているかどう かを検証した。統合の経済性は、発電設備と送配電の 流通設備とを一体として最適に構成することによる経 済性として実現される。もし、経済性が存在したとす れば、発電設備の投資水準が活発であるほど、送配電 部門における流通サービスが効率的に産出されるはず である。結果は予想どおり、外部性の存在が有意に確 認できるものであった。したがって、統合された事業 形態をとることによって、外部性が内部化される。言 い換えると、分離した企業により供給される場合には、 発電部門の投資の成果が流通を担う別企業に表れると ころを、統合された企業であれば、発電部門の投資成 果が同一企業内に費用節約として表れるので、投資を 行うインセンティブを維持できる。このことによって、 より費用節約的な設備形成を期待できる100。

注意しなければならないのは、統合の経済性は費用 関数の全体の形状を用いて確認するのだが、現実には 局地的なデータしか得られず、全体の形状はそれら局 地的な形状を外挿して推計せざるを得ないことであ る。日本の電力供給構造を基として、送配電サービス を分離し提供している事業者は存在しない。そのため、 既存一般電気事業者9社の、それぞれ異なった水準の 発電と送配電ネットワークサービスの状態を比較し、 費用構造の全体的形状を推測せざるを得ない。

2.4 規制変化が生産性・効率性におよぼす 影響の分析

実証研究の多くは、規制緩和や競争導入の効果を検 証することを目的としている。ここでは、特にこうし た検証を主目的とする研究を紹介する。服部(2006)は、 電力自由化と、それに伴う競争圧力の増大が、費用水 準に与えた影響を検証した。1990年から2004年まで の日本9社の費用関数を分析した結果として、大口需 要家のシェアと一般電気事業者の融通電力への相互依 存の大きさが競争圧力仮説による予想どおり、効率化 を進める方向で働いている傾向を確認できるが、その 傾向が強まっているとはいえないこと、同様の影響が 価格水準に対しても認められることを報告している。 価格水準の変化を確認するためには需要構造を併せて 同時推計しなければならない。服部・大藤(2007)は、 1991年から2005年までの需給構造から、産業用大口 需要のシェアが大きいほど、自家発電供給力が大きい ほど、競争圧力が強まる結果、価格が低下し、それぞ れ価格を約7%、約4.5%程度押し下げる方向で働いて きたとしている。

Nakano · Managi (2008) 及び中野 · 馬奈木 (2009) は、それぞれ1965年から2003年までの日本9社の汽力 発電部門、1978年から2003年までの同部門を対象に DEAを用いて生産性成長を分析している。その結果、 全要素生産性成長のほとんどは技術変化、すなわち生 産フロンティアの拡大によるとし、自家発電のシェア の増大、他社からの購入電力への依存が競争圧力の強 化として働き、この技術変化に貢献していると報告し ている。Torii (2011) は、1970年から1997年までの、 日本9社の費用関数と、1998年から2009年までの費用 関数とは形状が変化し、より負荷率が低い領域でも効 率的に生産できるよう、また負荷水準が変動した場合 でもそれによる費用増が抑えられるようになり、すな わち、より費用構造がフレキシブルに変化したと報告 している。Toriiはこの変化を政府の自由化へのコミッ トメントに帰することができると議論している。規制 の変化が費用構造に影響を与えるという報告は他にも 数多い。

3. 費用構造分析の成果が意味するもの

2.で列挙した実証研究が示唆することを、乱暴を承知でまとめると、以下のようになろうか。

(1) 日本の電気事業では、フロンティア技術の停滞が認められるものの、(米国に比べ) 遜色のない

技術効率を達成してきた。1990年代までは資本の 過剰使用が認められてきているが、単価への影響 は技術非効率の影響に比べても小さい。電力の価 格水準が高いのは、事業効率の差ではなく、要素 価格の差に帰することができる。

(2) 近年に限れば、統合の経済が実現されてきた。 事業を分離することにより、費用増を免れること はできないだろう。

この結果は、本稿で紹介し得なかった多くの実証研 究によっても支持される頑健な結果である。このこと を事実として理解しなければならない。

しかし、一方で、これらのメッセージはそのまま読み取るべきでもない。2.4で紹介した費用構造変化の分析が報告するように、費用構造は決して固定的なものではない。外部環境である規制政策の変化によって、また競争環境の変化によって、その位置も形状も変化する。経済学の教科書には、費用関数は不動のものであるかのように示されている。費用関数から導かれる限界費用等によって市場均衡も与えられる。費用関数は、あたかも経済社会の錨であるかのように位置付けられている。しかし、X非効率の議論が示すように、現実の費用関数はどちらかというと環境の変化によって可塑的に変化すると考えたほうが適切である。

観測された費用関数は、日本の電気事業の供給構造が現在の規制政策と市場環境の下で築かれてきた設備構成を前提する限り、事業者の努力によって合理的なものとなっていることを示している。したがって、微少な擾乱を電気事業に起こすと、どの方向への擾乱であっても非効率化を引き起こす。それが、利益の極大化の意味するところである。技術効率が高く、統合の経済が実現されているのは言わば当然であり、それが事業者の役割であったともいえる。(1)、(2)の性質は、この役割が実現されてきたことを示している。一般電

気事業者は、現在の諸条件を前提として、局地的な利 益極大化(費用極小化)を図っているはずであり、ま た局地的に最大化しているということを自ら十分に理 解しているはずである。したがって、事業者の目から 見ると、あらゆる変化が非効率を生み出すものとして 映るのも当然である。

しかし、だからといって、全ての産業組織の変化が 望ましくはないということが意味されるわけではな い。第1に、市場のデザインが変われば、それに応じ て各企業は投資活動を変化させる。確認された性質に より、短期では当然費用が増大するだろうが、長期に は新しくデザインされた市場に合わせて、今と同様に 局地的極大化が実現されるだろう。第2に、再生可能 エネルギー等の導入が今後進んでいくと、当然費用構 造に変化が生じるはずである。第3に、統合の経済性は、 2.3で説明したとおり、費用関数の局地的な形状を外挿 して推計する。したがって、あくまで局地的な性質に すぎない。実際の全体の形状による統合の経済性は異 なるものである可能性がある。

問題は、新しい制度の下で行き着いた先で、どの程 度の費用水準が実現されるかである。これまでの費用 分析は、あくまで過去の事業を前提とし、既に実現し てきた費用構造の特性を明らかにしているだけなの で、微小な変化を制度に起こした場合の影響しか予測 することはできない。行き着いた先では、改めて局地 的極大化が実現されているはずであるが、費用の絶対 水準が、現在の水準に比べて高くなるか低くなるかは 誰にも分からない。ただ、より大きな選択範囲の中で 最大化を求めるためには、このようなドリフト(漂流) が必要であるのかもしれない。

取引費用の概念を確立するのに貢献の大きい O.E. ウィリアムソンは、名著『市場と企業組織』の中で、

垂直統合を説明しようとするつぎのような議論は、

もっともおなじみの議論であり、また、もっとも 簡明な議論である。すなわち、時間的・場所的に 自然なつながりで並んでいる継起的な工程は、あ る効率的な組み合わせで製造がおこなわれること を要求するのであり、このことが、さらに、そう した工程を共通の所有権のもとにおくことを含意 として要求すると考えられている。(中略)標準 的な例は製鉄と製鋼との統合であって、この場合 には、統合によって熱経済の利用が可能になると いわれている。(中略)しかしながら、私は、も し製銑工程と圧延工程とのあいだの複雑な条件付 き請求権契約を作成し、その履行を強制すること が可能であるならば、この二つの活動を熱経済の ために統合することは不必要なはずであると主張 したい。そうした契約が禁止的なまでに高い費用 を要することが、統合しようという決定がおこな われる理由なのである。(浅沼萬里·岩崎晃訳、p.141)

と、必ずしも連続工程の経済性だけで、統合の合理性 が保証されるわけではないと説明している。電力とい う財は、貯蔵が利かず、同時同量で生産消費しなけれ ばならない特殊な財であると主張される。この主張は、 電力では製銑と圧延の関係よりも更に極端な形で連続 工程の経済が存在するという主張に等しい。しかし、 ウィリアムソンが説明するように、またその後発展を 遂げた取引費用理論が示すように、それだけでは統合 が望ましいことが保証されるわけではない。目立った 技術非効率が存在しないということは、また、統合の 経済性が観測されてきたということは、統合・地域独 占という産業組織の下で、「熱経済」が十分に実現さ れてきたことを示している。しかし、同じ熱経済が、 異なる産業組織と異なる契約関係の下で実現できない かどうかは、誰にも分からないのである。



Akio Torii 鳥居 昭夫

中央大学 経済学部 教授 1952年生まれ。1976年東京大学理学部 卒業。1983年東京大学大学院経済学研究 科単位取得退学。博士(経済学)(京都大 学)。専門は産業組織論、公的規制論。横 浜国立大学名誉教授。2012年より現職。 Industrial Efficiency in Six Nations (共著、MIT Press、1992年)、『日本産業の 経営効率』(NTT出版、2001年)、『公益事 業の規制改革と競争政策』(岸井大太郎と 共編著、法政大学出版局、2005年)など。

補注

- 1) 複数の投入は、電気事業の場合、通常、資本設備、労働力、燃料とすることが多い。また、複数の産出 としては、家庭用の電灯契約販売電力量と、産業用業務用により高圧で供給する電力契約販売電力量とする こともあるし、電力電灯の合計の販売電力量と契約口数や送配電こう長(距離)とすることもある。前者の 場合、より低圧まで降圧して供給する電灯契約電力は、高圧のままで供給する電力とは異なるサービスが付 加された商品であると考えて区別し、後者の場合、販売されているのは、電気そのもの、配電サービス、送 電サービス等が組み合わされた複合商品であると考え、それぞれのサービスを区別している。
- 2) さらに、最も低い単価で生産できる生産規模を想定し、現実の単価をその最低単価に比較する指標を規 模効率性と呼ぶ。
- 3) ライベンシュタイン (Leibenstein 1966) に従いX効率と呼ばれる。
- 4) アバーチ・ジョンソン効果と呼ばれる (Averch・Johnson 1962)。
- 5) 生産性は、生産フロンティアの技術と実現した効率性とによって与えられる。したがって、生産性と効 率性は切り離しては考えられない。多くの実証研究では、生産性と効率性は同時に推計される。
- 6) 自然独占性を持つ費用関数は、規模の経済性と範囲の経済性を示す。範囲の経済性は、複数生産物を同 時に生産することの経済性である。電気事業を、発電サービスと、送配電サービスを組み合わせて提供する 事業であると考えると、範囲の経済性は1企業によって複合された生産物が提供されることの経済性を意味 するので、垂直統合の経済性分析は範囲の経済性分析の一つであると解釈することができる。
- 7) 比較の対象は米国企業に限られるわけではない。Hattori et al. (2005) は日英の配電部門の効率をDEA 及びSFAで比較し、英国企業の相対的効率性を報告している。また、Kobayashi (2005) は日米韓3国の全 要素生産性成長率を比較し、その要因分析を行っている。
- 8) これはアバーチ・ジョンソン効果が示唆するものと同じである。なお、服部・筒井及び後藤ではあわせ て技術効率も推計されている。服部・筒井は日本の技術効率が米国に優れることを(米国は日本に対し0.945 の効率性)、後藤は送配電の技術効率性を89.4%と報告している。
- 9) Ida·Kuwahara (2004) では、1978年から1998年までの日本9社のデータによって推計された費用関数 を用いて、発電、送配電の片方の産出増が、他方の費用減につながるという意味での限定された範囲の経済 性を推計し、これを確認しているとしている。
- 10) ただし、実証結果は外部性が非常に強く、過度なまでに投資が行われていることを意味するものであった。

参考文献

- Assaf, A., Barros, C.P., and S. Managi, S. (2011) "Cost Efficiency of Japanese Steam Power Generation Companies: A Bayesian Comparison of Random and Fixed Frontier Models," Applied Energy, 88 (4), pp.1441-6.
- Averch, H. and L.L. Johnson (1962) "Behavior of the Firm Under Regulatory Constraint," American Economic Review, 52 (5), pp.1052-69.
- Barros, C.P. and S. Managi (2009) "Regulation, Pollution and Heterogeneity in Japanese Steam Power Generation Companies," Energy Policy 37 (8), pp.3109-14.

参考文献

- Goto, M. and T. Sueyoshi (2009) "Productivity Growth and Deregulation of Japanese Electric Distribution," Energy Policy, 37 (8), pp.3130-8.
- Hattori, T., T. Jamasb and M. Pollitt (2005) "Electricity Distribution in the UK and Japan: A Comparative Efficiency Analysis 1985-1998," The Energy Journal, 26 (2), pp. 23-48.
- Ida, T. and T. Kuwahara (2004) "Regulatory Reform of Japan's Eelectric Power Industry: Economies of Scale-and-Scope and Yardstick Competition," Asian Economic Journal, 18 (4), pp. 423-438.
- Kobayashi, C. (2005) "Productivity Growth in the Electric Power Industry: A Comparative Study of Japan, the United States, and Korea," Public Finance and Management, 5 (3), pp. 421-38
- Leibenstein, H. (1966) "Allocative Efficiency vs. 'X-efficiency,' " The American Economic Review, 56 (3), pp. 392-415
- Nakano, M. and S. Managi (2008) "Regulatory Reforms and Productivity: An Empirical Analysis of the Japanese Electricity Industry," Energy Policy, 36, pp. 201-9.
- Nemoto, J. and M. Goto (2003) "Measurement of Dynamic Efficiency in Production: An Application of Data Envelopment Analysis to Japanese Electric Utilities," Journal of Productivity Analysis, 19, pp.191-210.
- —and— (2004) "Technological Externalities and Economies of Vertical Integration in the Electric Utility Industry," International Journal of Industrial Organization, 22 (1), pp.67-81.
- -and- (2006) "Measurement of Technical and Allocative Efficiencies using CES Cost-frontier: A Benchmarking Study of Japanese Transmission-distribution Electricity," Empirical Economics, 31, pp.31-48.
- Tone, K. and M. Tsutsui (2007) "Decomposition of Cost Efficiency and its Implications to Japanese-US Electric Utility Companies," Socio-Economic Planning Sciences, 41 (2), pp.91-106.
- Torii, A. (2011) "Changes in Electricity Supply Structure in Japan 1979-2009," Proceedings 34th IAEE International Conference, International Association of Energy Economics.
- Williamson, O.E. (1975) Markets and Hierarchies, Macmillan Publishing Co., (浅沼萬里・岩崎晃訳『市場と企 業組織1、日本評論社、1980)
- 後藤美香(2003)「確率的フロンティアモデルによる生産効率性のパネルデータ分析:わが国電気事業送配 電ネットワーク部門の計測」、『国民経済雑誌』、187(5), pp.1-17.
- 一・井上智弘(2012)「電気事業の構造改革に関する経済分析」、電力中央研究所報告 Y11009、電力中央研究所 服部徹(2000)「確率的フロンティア分析による日米電気事業の生産性比較--汽力発電所と送配電部門を対 象として一」、電力中央研究所報告Y99014、電力中央研究所
- 一(2006)「自由化と電気事業の効率化に関する実証研究―潜在的競争圧力の効果を中心として一」、 『平成17年度電力系統関連設備形成等調査・電力市場における系統利用者のニーズ調査報告書』、経 済産業省、pp.179-98.
- 一・大藤建太(2007)「電力の自由化と電気料金の変化に関する分析―潜在的競争圧力の影響―」、電力中央 研究所報告 Y06011、電力中央研究所
- 一・筒井美樹 (1998)「日米電気事業の経営効率比較分析」、『電力経済研究』、No.40, pp.61-72.
- 伊藤成康(1998)「規制産業の全要素生産性に関する一考察―電気事業における事例―」、『武蔵大学論集』、 45 (4) . pp.83-101.
- 北村美香(2001)「わが国電気事業発電部門における規模の経済性と効率性および要素需要分析」、『電力経 済研究』、No.45, pp.1-16.
- 一・根本二郎(1999)「複数財対称一般化マクファデン費用関数を用いた費用構造分析:わが国電気事業の 垂直統合の経済性」、『電力経済研究』、No.42, pp.1-13
- 小林千春(1997)「一般化費用関数に基づく配分の非効率性の検定と規模の経済性:日本電力産業への適用」、 『六甲台論集経済学編』、43(1), pp.46-59
- 中野牧子・馬奈木俊介 (2009)「電力産業における潜在的競争圧力と生産性」、『経済政策ジャーナル』、6 (1), pp.3-15.
- 新庄浩二 (1997)「電気事業の価格・費用構造―日・米を中心とする国際比較―」、『経済学論究』 (関西学院 大学)、51 (2), pp.1-33
- 筒井美樹(2000)「マルムキスト指標を用いた日米電気事業の部門別効率性比較—DEA手法による計測—」、 電力中央研究所報告Y99013、電力中央研究所
- 一 (2003)「投入要素単価水準を考慮した日米電気事業の効率性比較」、電力中央研究所報告 Y02010、電力中 央研究所
- 鳥居昭夫(1997) 「日本の電力産業における総要素生産性(TFP)成長率について」、『横浜経営研究』(横浜 国立大学)、17(4).pp.1-12.
- 渡辺尚史・北村美香(1998)「わが国電気事業の長期費用構造の分析」、電力中央研究所報告 Y97016、電力中 央研究所

公益2

有料道路における ネットワーク利用に対する 課金とその論点

┃日本大学 経済学部 教授

手塚 広一郎 Koichiro Tezuka

高速道路会社に代表される有料道路事業は、電気通信事業など他の公益事業と同様にネットワーク型の産業である。その一方で、事業者ではなく利用者がネットワークに対する利用量(道路料金)を直接支払うこと、混雑や騒音などの外部不経済が生じるため、「効率的な資源配分」を達成するために、これらの外部不経済の費用も反映した価格付けすることが要請されることなどの特徴がある。有料道路と電気通信との比較において、電気通信分野は「資源配分の効率性」と「所得分配の公正」の基準を明示的に反映させた形で料金が設定されるのに対して、有料道路では必ずしもそうではない。この背景の一つとして道路課金への利用者の受容可能性の問題があると考えられる。

キーワード

ネットワークへの課金 償還主義 公正妥当主義 社会的限界費用 受容可能性

1. はじめに

電気通信、電力、ガス、上下水道、交通などのようないわゆる公益事業には、そのサービスの提供に際して、ネットワークの整備及び運営を伴う。こうしたネットワーク型の産業は、規模の経済性による独占形成の可能性があり、そのために政府の直接供給や強い経済

的規制が行われた経緯を有するなど、総じて、事業者 と政府との関わりが深い傾向がある。我が国の高速道 路会社に代表される有料道路事業¹⁾もネットワーク型 の産業である。

公益事業としての有料道路事業は、ネットワークを整備・運営するという面で電気通信事業などとも共通する一方で、道路事業に特有の論点もある。こうした産業の持つ経済的な性質の整理の試みとして、湧

口(2012)は、電気通信分野の「ネットワーク中立性」 の問題と経済学における外部性の問題などとを関連付 けて議論を行っている。小論でもこの論文と似た問題 意識を有している。そこで、小論では、そのなかでも 有料道路のネットワーク利用への課金²、具体的には、 有料道路事業の利用料金の設定と徴収に焦点を当てて いくつかの論点の整理を試みる。なお、道路に対する 課金については、ロードプライシングに関連するもの など、数多くの研究の蓄積がある。小論においてこれ ら全ての事柄を網羅し、言及することは困難であるた め、ここでは筆者の関心に応じた限定的な整理にとど める。

2. 我が国における有料道路事業成立の経緯 と道路事業の特質

有料道路事業、とりわけ高速道路事業に焦点を当て るため、これまでの経緯と事業の特質に若干ふれてお く。我が国では、1952年の道路法・旧道路特別措置 法などにおいて道路に対する有料制度が初めて認めら れ、その後の1956年に全面改訂された道路整備特別 措置法や日本道路公団法に基づき、主として日本道路 公団によって高速道路という有料道路が運営されてい た。しかし、2000年代の民営化の展開によって、2005 年に道路関係四公団(日本道路公団、首都高速道路公 団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団)が廃止 され、インフラを所有する主体である独立行政法人・ 日本高速道路保有・債務返済機構と道路の運営を行う 六つの高速道路株式会社(東日本道路会社、中日本道 路会社、西日本道路会社、首都高速道路株式会社、阪 神高速道路株式会社、本四架橋連絡高速道路株式会社) が設立され、現在に至る。

公益事業としての有料道路事業は、いくつかの特質 を含んでいる。第1に、他のネットワーク型の公益事 業と同様に、道路そのものは一般的に"施設型"の事 業であることが挙げられる。ネットワークの構築と拡 張にあたっては、大規模な投資を伴う。投資の内容と しては、新規の道路建設のようなネットワークそのも のを拡張するもの、車線数の増加などのような既存の ネットワークの容量を拡張するもの、さらには既存施 設の老朽化に伴う更新に関連するものなど多岐にわた る。こうした投資の規模は、概して大きなものである。 別の言い方をすれば、ネットワークに関連して、基礎 的な施設であるインフラストラクチャー(以下、イン フラと呼ぶ)の整備に多額の資金が必要となる。

第2に、道路利用に伴う混雑や騒音などの環境への 影響が道路利用者、あるいはそれ以外の第三者に対し て影響を与えるということである。このうち混雑現象 は、既存の施設の供給容量に対して需要量が上回ると きに発生し、道路サービスで混雑現象が発生した場合、 渋滞や交通事故率の高まりなどのような形でその影響 が生じる。電力や電気通信においても供給容量がある 以上、混雑が発生する。しかし、特に道路においては、 渋滞という形で混雑は頻繁に発生する。こうした渋滞 や環境への影響などということが、道路サービスの供 給の上では考慮されるべきというところが、道路とし ての特質の一つである。

第3の特質として、他の公益事業と同様に、有料道 路事業においても "民営化" などの言葉に示されるよ うな、公と民との関係、ないしは事業のガバナンスに しばしば焦点が当てられる3。通常、ネットワーク型 産業の経済的な性質から、その経済的な活動に対して 政府が関わる、もしくは政府が直接的に供給するケー スが多い。それらのケースを分けると、第1に、一般 道路のように公的な資金を用いて公的主体(政府・地 方自治体など)が直接的に整備と運営を行っている ケースがある。第2に、かつての日本道路公団のような、 いわゆる準公的な事業主体である公社・公団による運

営方式もある。第3にコンセッションと呼ばれる方式 がある。これは、ある一定期間にわたって、政府との 契約の下で特定の民間事業者が運営を行うというもの である。第4に、民営化後の多くの公益事業のように、 民間の事業主体がインフラの整備・運営を行い、政府 はその参入・退出や価格の設定などに対して規制を加 える形で関与するケースもある。加えて、民営化され た公益事業の中には、株式会社ではあるものの、政府 がその事業の株の多くの割合を保有することで、株主 として事業をコントロールすることもある。現行の高 速道路会社などは、政府が株式を保有している。いず れにせよ、公益事業と呼ばれる産業では、その程度の 差こそあれ、他の産業よりも相対的に政府との関わり が深い。

最後に、交通分野の文脈で用いられる"上下分離" という用語がある。ここで、上部構造とは、ネットワー クの利用・運営に関わるものを指し、下部構造とは ネットワークのインフラ部分を指す。従って、"上下 分離方式"とは、大雑把な表現をすれば、ネットワー クのインフラの所有と運営とをそれぞれ分けて、別の 主体が行うということを意味する。我が国の有料道路 では、独立行政法人である日本高速道路保有・債務返 済機構(以下、機構)が高速道路の資産を保有し、そ れを各高速道路会社に貸し付けている。高速道路会社 は、利用者からの料金収入から機構に対して貸付料を

支払う。機構は、その貸付料から債務を45年間のうち に返済する。この場合、ネットワーク・インフラの所 有は公的主体(機構)がこれを行い、運営については 各高速道路会社が行う。この意味で、運営の部分とイ ンフラの部分の"上下分離"が行われている。ちなみに、 新規の道路建設が行われる場合は、各高速道路会社が 資金を調達してこれを行うが、その債務は機構が引き 受け、それらの資産も機構に帰属する。各道路会社は 45年間という一定期間のコンセッションを受けた企業 であるともいえよう。

3. 高速道路ネットワーク利用に対する料金 設定の原則と料金水準

我が国において有料道路とりわけ高速道路に対する 課金に関しては、二つの基準がある。一つは「償還主義」 であり、もう一つは「公正妥当主義」であるも。前者の「償 還主義」とは、道路の建設や維持管理などのような、 発生する全ての費用を一定期間の内に回収できるよう に道路利用料金(価格)を設定し、開業後の料金収入 でそれらの費用を償還する。償還が終わった段階で当 該道路は無料開放される、というものである。全体と しての費用が累積的な収入と一致する期間(全体とし ての費用が完全に回収できる期間)を償還期間と呼び、 平成17年10月の民営化に際しては、この期間が45年 以内と規定されている50。いずれにしても、「償還主義」 の下では、期間内で発生する総費用と総収入が等しく なるように料金 (価格) が設定される。

後者については、この料金の設定にあたっては、そ れが、「公正妥当なものであること」とされている。 ここでいう「公正妥当」とは、必ずしも明確ではないが、 他の交通機関の運賃、普通車や大型車といった車種、 物価水準などとの比較において、社会的・経済的にそ のような料金水準を設定することが「公正妥当」と認 められるものとされているようである。そして、「公 正」には、道路の効率的な運用や負担の公平性などの 基準も含まれているように見える。

料金水準については、高速道路会社3社(東日本高 速道路会社、中日本高速道路会社、及び西日本高速道 路会社) の運営する高速道路に対しては、対距離料金 制が導入され、その基本的な構造としては、1回の利 用ごとに発生するターミナルチャージが150円、それ に加えて、大都市近郊区間などを除く大部分の区間で 1キロ当たり24.6円の料金水準が設定されている。ま た、料金の割引・無料化に関しては、近年は、高速道 路会社3社が、深夜の割引(2008年)、休日1000円(2009 ~2011年)などが実施された。加えて、高速道路網 全体の3割にも及ぶ路線で無料化という社会実験(2010 ~ 2011年) も行われた。さらに、2005年以降これま で明示されなかった償還期間が45年と定められたこと も、償還期間が終了した後は無料開放がなされるとい う前提から、料金の設定に関連するものである。

| 4. 料金設定の基準としての 「資源配分の効率性」

このような現行の有料道路ネットワークの料金設定 はどのような基準で評価されるべきであろうか。経済 学的な見地からは、「資源配分の効率性」と「所得分 配の公正 | の二つの基準を達成するような価格設定が 要請される。このうち「資源配分の効率性」は、極め て大まかな表現をすると、完全競争市場が成立する状 況の下で、市場における需要と供給が均衡する、言い 換えれば、需要曲線と供給曲線が交わるところで価格 を設定することで達成される。

有料道路を一つの市場として捉えれば、前者の需要 曲線とは、道路の利用者が道路利用に対して「この水 準までなら支払ってもよい」という意味での道路利用 に対する支払い意志の集まりを表す。それに対して、 道路の供給曲線とは、既に道路の利用量が与えられた として、その利用量に対して、追加的にもう1単位だ け生産する(つまり利用者が増える)ときの費用の増 分(これを限界費用と呼ぶ)の集まりを表す。供給曲 線は、この意味で限界費用曲線と呼ばれる。そのため、 「資源配分の効率性」の基準からは、設定される価格(料

金)が限界費用と等しくなっていることが要請される。 このような価格付けを行う理由は、利用者と供給者と の全体的な経済的利益(経済厚生)が最も大きくなる ためである。こうした限界費用に基づく価格設定に関 しては、電気通信分野における長期増分費用ルールに 基づくアクセスチャージ(接続料)の設定がこれに対 応すると考えられる。

ところで、限界費用は生産量1単位当たりの費用で ある平均費用と必ずしも一致しない。場合によっては、 限界費用が平均費用を下回ることもある。このような 場合に限界費用と等しく価格が設定されれば、事業者 にとっての採算割れを生じさせることになり、事業運 営が困難になる。そこで、価格を限界費用ではなく平 均費用と等しく設定させるといった次善の価格設定を 行う必要がある。我が国の「償還主義」の下での有料 道路の価格設定は、償還期間にわたる平均費用の価格 設定と見なすこともできる。この価格設定が、「資源 配分の効率性 | の見地から望ましいかは、限界費用と 平均費用との関係から評価できる。

ただし、これらの限界費用や平均費用は、有料道路 市場をどのように定義するかによって異なる。より詳 細に見れば、同じ高速道路であっても、平日と休日、 ゴールデンウィークなどの繁忙期と閑散期などのよう な、それぞれ別の市場と見なすことができる場合には、 市場ごとの価格付けが要請されることになる。

さらに、上で述べたように、道路サービスは他の ネットワーク産業と比較して混雑現象や環境への影響 の問題が大きいという特質がある。混雑や環境への影 これによって「資源配分の効率性」の見地からは、こ れらの要因を考慮した価格付けが望まれる。ここで外 部不経済とは、ある主体の生産活動が第三者に対して 影響を与えることを指す。例えば、自動車の排気ガス や騒音によって第三者が影響を受けるなどである。特 に、それが市場を経由しない外部不経済であれば、こ れらの外部不経済を課金や課税などを通して市場の中 に組み込むことが求められる。こうした市場の中に組 み込むことは、内部化と呼ばれる。このうち、混雑現 象は、当該施設の容量に対して需要量が上回ったとき に発生する現象であり、これは道路であれば渋滞など の形で他者への影響を与えるという意味で外部不経済 を発生させる。従って、これらの外部不経済が考慮さ れた価格設定が求められる。より厳密に言えば、上述 の限界費用に限界外部費用 (ある状態からもう1単位 追加で生産したときに生じる外部費用の増分)を併せ た社会的限界費用に等しくなるような価格を設定する ことが、「資源配分の効率性」の基準の上で望ましい とされる。混雑現象ないしは外部不経済を考慮した価 格設定は、電気通信分野における「ネットワーク中立 性 | の議論とも関連するかもしれない。

この点に関連してEUでは、道路利用料金の設定に 際して、社会的限界費用による価格付けであるSMCP (Social Marginal Cost Pricing)の実現を要請している。 これは、実際の道路の費用に加えて、騒音、大気汚染、 交通事故、及び混雑などの外部費用を含んだものを課 金すべきというものである。「資源配分の効率性」の 見地から、ネットワークの課金にSMCPが考慮されて いるかということは、一つの基準となる。

ただし、現実として社会的限界費用と価格を実施 することは難しいことも指摘されている。Vickerman and Evenhaus (2010) は、社会的限界費用を推計す ることの困難を指摘する。社会的限界費用を推計する には、ある状態からもう一単位増加させることによる 費用を求める必要がある。それを求めるために、例え ば、それが過去のデータを用いるべきか、あるいは将 来の予測値を用いるべきか、という問題もある。さら に、こうした推計は常に一定水準に固定させた静態的 な数値を用いるのか、あるいは時間帯等に応じて刻々 と変化させるものであるか、という問題もある。これ に、地理的な距離の把握の問題も含めると、実現には いくつかの困難が伴う。

民間の事業者にSMCPを実施させるためには、事業 者のインセンティブも含めたいくつかの項目を検討す る必要が生じる。Macario (2010) は、このような価 格付けの実施に関連して、以下の検討項目を挙げてい る。第1に、投資した費用が回収できるかというもの である。第2に、収入確保に対してリスクが無いかと いう項目、第3に、社会的限界費用に基づく価格付け を実施することが事業者の運営に対するインセンティ ブと整合的かという項目、そして第4に過剰な課金が なされていないかという項目である。これらの項目は SMCPを実施する際に、それを実施する事業主体に焦 点を当てていることに特徴がある。

翻って、我が国の有料道路の料金設定においては、 「償還主義」の基準の下で、限界費用よりはむしろ平 均費用に焦点を当てた価格付けがされていることを述 べた。しかしながら、社会的限界費用を含めた料金設 定に関して言えば、「公正妥当主義」に関連して外部 不経済にかかる費用を反映させる必要があるという意 見が散見されるものの、1キロ当たり24.6円という現 行の課金水準との明示的な関係は多くはないと思われ る。

5. 道路ネットワークに対する課金と 受容可能性

「資源配分の効率性」に加えて、もう一つの基準は「所 得分配の公正 | と呼ばれるものである。我が国の道路 料金の設定における「公正妥当主義」の「公正」には、 所得の再分配の意図が含まれると考えられる。例えば、

地域間格差の是正などのようなものがそれに該当す る。例えば、電気通信の分野でのユニバーサルサービ ス基金はこうした所得の再分配の機能を含んでいる。 この点については、高速道路の全国一律料金の設定な どとも関連する。

ところで、「公正」という概念は、"社会的な受容可 能性 (acceptability)"と関連付けられるかもしれな い。ここでの受容可能性は、文字通り利用者などから 受け入れられるかというものである。ただし、ある課 金が「資源配分の効率性」の見地から望ましいとして も、受容されにくいものであれば、実現は難しい。い わゆる所得の再分配に寄与するような価格設定は、ど ちらかと言えば受容可能性が高いように見える。我が 国の高速道路の価格設定における「公正妥当の原則」 は、受容可能性の要素を含んでいるように見える。

ネットワークの利用に対して、利用者に課金すると いう行為は、利用者が直接的に支払う分だけ、他のネッ トワーク産業と比較して、道路事業は利用者からより 意識される傾向があるように思われる。米国や英国に おいては、有料道路は部分的なものにとどまり、ロン ドンの混雑課金などの主要な例を除けば、我が国の道 路会社のように広範囲なネットワークを網羅するよう な有料道路事業ではない。こうした背景の一つとして、 道路(ハイウェイ)への直接的な課金に対する受容可 能性が関連するように思われる。我が国についていえ ば、「償還主義」の概念それ自体が最終的には道路は 無料開放するものということを意図しているし、かつ て"高速道路の無料開放"ということが、"政治的" な論点としての注目を浴びていた。こうした、道路へ の課金に対する受容可能性は、これは政治的な争点と もしばしば結び付けられている。

道路への課金の受容可能性の事例に関連して、英国 においては、利用者に直接課金する有料橋はいくつか の事例があるものの、有料の道路(ハイウェイ)は M6 tollという民間事業者の運営するバイパスの事業 に限られる®。他にも、民間事業者によって道路の整 備や運営が行われるものもあるが、それらの事業に対 する支払いは、政府が行っている。具体的には、民間 事業者が設計、建設、資金調達、及び運営を行ってい る道路事業⁹⁾ に対して、この事業者がネットワークの 利用者から料金を取るのではなく、政府が交通量やそ の他のパフォーマンス指標に基づいて価格を設定する という方式が採用されている。このうち、交通量に依 存して政府が事業者に対しての支払額を決定する方式 は、シャドートールと呼ばれる。このような支払方法 は、利用者から直接的に料金を徴収するよりも受容可 能性が高く、それゆえに実施がしやすいことを示唆し ている。

実際に課金する場合でも、Goodwin (1989) は、受 容可能性を踏まえて、一般の道路利用に対する課金 (ロードプライシング)とその配分について、ルール・ オブ・スリー(3つのルール)という枠組みを提唱した。 これは、道路利用に課金することで、もし当該道路の 需要の価格弾力性¹⁰⁾ が高ければ、利用者が減少するこ とで道路空間が広くなるため、3分の1を環境改善の 空間に、3分の1を自動車の道路に、そして3分の1を 混雑時の速度維持を行うための予備スペースに分ける というものである。また、弾力性が低い場合は、課金 による価格の引き上げによっても利用者は減らないた め大きな料金収入を得ることができる。従って、収入 についても、一般財源、道路投資・維持管理への財源、 及び公共交通に対する補助の三つに分けて配分すると いうルールである。

これは、「資源配分の効率性」を高めるという見地 からは、必ずしも合理的なものとは言えない。しかし ながら、このように3等分することに各利害関係者に 利益を配分することで課金への受容性を高めることを 考慮したものである。ただし、これはあくまでも利用 者の受容可能性や所得分配などを考慮した一つの配分 ルールの提案にすぎない。しかし、逆に言えば、この ような提案が検討されている意味で、道路サービスの 課金に対して受容可能性が看過し難い要素となってい ることが示唆される。

|| 6. むすびにかえて

-電気通信分野との若干の比較-

ネットワークへの課金ということに関連して、有料 道路を利用する場合、利用者が道路ネットワークの使 用(アクセス)に対して直接料金を支払う一方で、電 気通信分野では、アクセスチャージという形で運営事 業者がネットワークの利用に対して対価を支払う。ア クセスチャージについては、上で述べたように、長期 増分費用に基づいて決定される。これは、限界費用に 基づく価格形成であると考えられ、その意味で「資源 配分の効率性」の見地からの基準に対応している。さ らに、「所得分配の公正」に関しても、小論では詳し く言及しなかったが、ユニバーサルサービス基金の枠 組みによって担保されるといえるい。こうしたことは、 電気通信の分野において、ネットワークの利用料金の 中でも、「資源配分の効率性」に基づく部分と「所得 分配の公正」に基づく部分が、それぞれより明確に区 分けされていることを意味する。

それに対して、「償還主義」や「公正妥当主義」に 基づく有料道路事業の価格設定は、アクセスチャージ のような形で限界費用を算定し、それに基づいて価格 設定するものでは必ずしもなく、全国一律料金のよう な所得の再分配の要素をも含んだものである。従って、 道路利用料金の設定においては、電気通信分野のそれ

と比較すると「資源配分の効率性」や「所得分配の公正」 の基準が必ずしも明示的に反映されているものではな い。加えて、混雑現象や外部不経済に対応した価格付 けに関して、社会的限界費用に基づいた価格設定が提 案されるものの、有料道路の料金設定の下では、これ が十分に反映されているわけではない。こうした現行 の有料道路料金設定の背景の一つとして、"道路の無 料開放"や、それに対応する道路利用に対する課金の 受容可能性が影響しているといえるかもしれない。有 料道路事業においては、こうしたネットワークの課金 水準の決定に対して、受容可能性の要因が相対的に高 いウエイトを占めているとも考えられる。

最後に2つの補足事項を付記する。第1に、道路ネッ トワークへの課金について、ここでは有料道路事業の それに限定した。しかしながら、道路サービスは、利 用者からの料金徴収する場合と、政府の税収を充てる という2つのオプションが存在する。後者のオプショ ンも考慮に入れると、ネットワークへの課金に関する 議論は、より広範に展開することになる。第2の補足 として、道路のようなネットワーク・インフラの所有 に関しては、他にも様々な論点が考えられる。例えば、 先述の英国における有料道路である M6 toll 有料道路 の所有者はMacquarie Atlas Roadsというオーストラ リアの企業であり120、同社は他にもアメリカやフラン スの有料道路会社を所有している。この場合、英国に とって外国企業が、インフラを所有していたことにな る。このような形で、海外によるインフラの所有はど の程度受け入れられ得るものなのであろうか。この点 については、別の機会に紹介したい。



Koichiro Tezuka 手塚 広一郎

日本大学 経済学部 教授

1995年一橋大学商学部卒業、2000年 一橋大学院商学研究科博士課程単位取 得退学、2005年一橋大学より博士(商 学) 取得. 2002年4月から2012年3 月まで福井大学教育地域科学部准教授 を経て、2012年4月より現職。主な専 門は交诵経済学。

主な業績は、K.Tezuka, M.Ishii,and M.Ishizaka, "Relationship between CAPM-B and market changes in the Japanese liner shipping industry," Maritime Policy and Management, vol. 39. No. 3, 2012. K Tezuka Mishii and Mishizaka "An equilibrium price model of spot and forward shipping freight markets," Transportation Research Part E, vol.48, No. 4, 2012. M.Ishii, Paul T-W Lee, K.Tezuka, and Y-T Chang, "Game theoretical analysis of port competition." Transportation Research Part E, vol. 49, No.1,2013. など。

補注

- 1) 厳密には、有料道路と高速道路は、言葉の上で必ずしも同義ではない。これらの用語の整理については、安部・塩見 (2011) を参照のこと。
- 2) 小論では、課金を料金(価格)の設定及び徴収の全て含んだものとする。
- 3) 高速道路事業の基本的構造について、資金調達の面からその法的課題を整理したものとして、水島 (2012) がある。
- 4) これらの基準は、道路特別措置法第二十三条(料金の額等の基準)に基づく。
- 5) 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して45年を超えてはならない。(道路特別措置法第二十三条3)
- 6)「公正妥当主義」の一義的な定義はないものの、例えば、平成14年国土交通省「有料道路政策研究会資料」によれば、「他の公共料金、他の交通機関の料金(運賃)、他の近隣の有料道路料金、物価水準等と比較しても社会的、経済的に認められるものであること」と規定している。http://www.mlit.go.jp/road/singi/sgtrp1/ref1-3-1.html
- 7) 外部性問題とその対応については、湧口(2012)も併せて参照されたい。
- 8) この事業は、M6自動車道の混雑緩和を意図して、民間の事業主体がコンセッション方式で整備・運営を行ったものである。当該事業は、混雑緩和のためのバイパス路線という意味で、その課金水準は社会的限界費用をある部分反映したものと考えられる。価格に対しての規制が課されていないため、事業者は弾力的な価格設定を行うことができ、時間帯や車種別など市場を細かく細分化した上で料金設定がなされている。しかしながら、その一方で「事業者が価格支配力を有している」とも指摘されている。(Office of Fair Trading, 2010.)
- 9) DBFO (Design, Build, Finance, Operate) と呼ばれる。これは、PFI (Private Finance Initiative) の 実施方式の一つである。
- 10) 価格に対する需要量の反応度を表すもの。仮に価格が1%増加した時に、需要量が1%よりも大きく減少するならば、需要の価格弾力性は高いとされる。
- 11) 交通分野におけるユニバーサルサービスという概念との対応の整理は、寺田(2010)において試みられている。
- 12) http://www.macquarie.com/mgl/com/mqa

参考文献

- 安部馨·塩見英治(2011)「高速道路」,塩見英治編『現代公益事業』有斐閣、第10章、pp.219-240.
- 寺田一薫(2010)「ネットワーク産業の特徴から見た地方バスサービス水準と補助金に関する考察」『Nextcom』、 Vol. 3. pp.21-31.
- 水島治 (2012)「高速道路の新設における道路会社の資金調達とその法的課題」『高速道路と自動車』、第 55巻 第6号、pp.21-30.
- 湧口清隆 (2012)「ネットワーク中立性—公共経済学における古典的課題—」『Nextcom』、Vol.9, pp.12-21.
- Goodwin, P. (1989) "The rule of three: A possible solution to the political problem of competing objectives for road pricing," *Traffic Engineering Control.* vol. 30, No.10, pp.495-497.
- Macario, R. (2010) "Future challenges for transport infrastructure pricing in PPP arrangements," Research in Transport Economics, Vol. 30, pp.145-154.
- Office of Fair Trading (2010) Infrastructure Ownership and Control Stock-take: Final report, http://www.oft.gov.uk/shared_oft/market-studies/ownership-control-mapping/OFT1290.pdf
- Vickerman, R. and Evenhaus, E., (2010) "Transport Pricing and Public-Private partnership," Research in Transport Economics, Vol.30, pp.6-14.

地上波民間テレビ放送の 地域性についての考察

▮読売テレビ放送株式会社 編成局 アナウンス部

脇浜 紀子

地上波民間テレビ放送は、「地域性」を担保しようとした制度設計にもかかわらず、

ネットワーク構築の過程で「地域性」が失われてきた。

しかし、IP化の進展により地域メディア再編・発展の環境が整ってきた今、地上波民間テレビは、

公共の電波を長年にわたって寡占的に割り当てられることで獲得してきた映像メディアの制作と運営のノウハウを、

通信系メディアを含む他者に還元することで「地域性」発揮に貢献すべきである。

本論ではケーブルテレビとの連携モデルを提示する。放送、通信の分野を問わず、

様々な映像メディアの担い手が十分に育成されていけば、将来的に地域情報の充実につながっていくだろう。

キーワード

地上波テレビ 地域メディア マスメディア集中排除原則 ケーブルテレビ コンテンツ制作

1. はじめに

60年ぶりの放送法改正、地デジ完全移行、と放送経 営の形が大きく変わろうとしている。IP化の進展は、 テレビの視聴習慣に変化をもたらし、新たな情報発信 の担い手も次々と登場している。とりわけ、コンテン ツの9割近くを東京キー局に頼ってきた地方テレビ局 は、衛星、ケーブル、IPテレビ、ネット動画など映像 メディア多様化の中、経営危機に直面している。電波

の希少性を根拠に、放送における「多元性・多様性・ 地域性」の実現を理念とする制度設計も有効性を失い つつある中、「マスメディア集中排除原則」の緩和で 放送事業者の再編を促す政策も採られ、地方局の合併・ 統合が現実のものとなってきた。こうしたパラダイム シフトは、既存の地域民間テレビ事業者に自らの存在 意義を再定義することを求めている。地方分権の流れ において地域情報の重要性は増しているが、地方テレ ビ局は今後も地域メディアの主たる担い手となれるだ ろうか。

本稿では、既存の地上波民間テレビ放送の「地域性」について検証する。まず、地上波民間テレビ放送が現在のようなネットワーク体制にどのように発展してきたかを制度と産業構造の両面から振り返ることで、「地域性」を担保しようとした制度設計にもかかわらず、結果的には経営的要請から東京キー局を中心とするネットワーク体制が築かれてきたこと、その過程で「地域性」が失われてきたこと、この2点を問題点として提起する。次に、このような経緯を基礎として、今後のメディア再編においての地上波テレビの立ち位置を議論し、地上波民間テレビ局を基軸とする地域メディア再編の在り方を模索する。なお、放送の構造変化はネットの普及によるところが大きいが、本稿ではそれに伴うビジネスモデルの変更や市場再編等は別の機会に譲ることにして、ここでは論じない。

2. 地域民間テレビ放送のパラドックス

2.1 マスメディア集中排除原則

2010年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」では、マスメディア集中排除原則の基本の法定化がなされた。マスメディア集中排除原則は、放送の多元性・多様性・地域性を確保するために必要不可欠なルールと位置付けられている。改正放送法では、第91条第2項第1号に「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」と規定され、これを実現するために、一の者によって所有又は支配される基幹放送系の数を制限している。改正前は、サービスごとに「放送法」「有線ラジオ放送法」「有線テレビジョン放送法」「電気通信役務利用放送法」の四つに分かれていた放送関連法を「放送法」に統合した上で、「基幹放送」(放送用に専ら又は優先的に割り当てられ

た周波数を使用する放送)と「一般放送」(基幹放送 以外の放送)という区分を設け、地上波民間テレビが 該当する前者についてより明確にマスメディア集中排 除原則を規定したのである。つまり、それまで省令に 委任されていた出資比率を明文化し(新放送法第93条 第1項第4号・第2項)、さらに違反した場合には総務 大臣はその認定等を取り消すことができることとなっ た(新放送法第104条第3号)。

しかしながら今改正では、出資比率規制は「5分の1未満」から「3分の1未満」に緩められている。近年の地方局の厳しい経営事情を考慮し、認定持株会社方式で大規模局が小規模局を傘下に収めて経営支援できる法整備がなされたわけだが、果たして、中央の大規模局が地方の小規模局に対し資本支配を強めながら、同時に地域性を発揮していくことは期待できるのだろうか。

次項では、一見、矛盾するようなこの政策が採られた背景を探るため、地上波民間テレビ発展の経緯について制度と産業構造の両面から振り返って整理する。

2.2 地域民間テレビ放送の発展と役割

日本の地域民間テレビ放送(ローカル局)は、民放テレビ第一号の日本テレビが東京で放送開始したのに対して¹、3年遅れた1956年に名古屋の中部日本放送と大阪の大阪テレビ放送(現・朝日放送)の開局で始まった。以降、1958年、1959年の田中角栄郵政大臣時代の一括大量免許交付²、1968年の旧郵政省「一県一局」政策、1986年の同「一県四局」政策³と打ち出される中、局数は加速度的に増え、右肩上がりの経済を背景にテレビは広く国民に浸透した。また、テレビは格好の広告媒体となったことにより絶大なるプレゼンスを確立した⁴。現在、地上波民放テレビ局は東京キー局も含め全国に127局あり、ほぼ日本全国民にあまねくリーチしている。

テレビ放送に必要な電波は有限であり、また混信を 防ぐために周波数割当が必要となる。こうした物理的 制約から、放送サービスはエリアを区切って免許が交 付されている。しかしながら、エリアの分け方や免許 をどのような要件で交付するかは、技術的制約ではな く制度として決められている。放送免許が原則都道府 県という行政区分ごとに個別の事業者に与えられ、地 域の情報インフラとして構築されていった制度的経緯 は以下のようなものである。

放送制度は電波法と放送法を基本に、これに基づく 政令や省令から形成されている。放送免許自体は無線 局としての放送局設置への免許であり、事業に対して ではなく施設に対して与えられるものであるが、免許 申請の審査基準には種々の規定が存在する。そのうち の一つが「放送局の開設の根本的基準」と呼ばれる省 令(1950年公布)⁵である。その第9条に「その局を 開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つ ものでなければならない」という条文があり、これを 根拠に1959年「一般放送事業者に対する根本的基準第 9条の適用の方針」と「一般放送事業者に対する根本 的基準第9条の適用の方針に基づく審査要領」が、免 許公布ないし免許更新の審査基準として明文化されて いる(部内通達) 6。前者には「放送に関する地域社 会特有の要望を充足することを期待する」という方針 が、後者には「できるかぎり人的に及び資本的に、そ の地域社会に直接かつ公正に結合すること」という方 針が記載されている。これは、旧放送法(2010年改正前) 第2条の2を受けて1988年に策定された「放送普及基 本計画」においてより明確に示され(鈴木、2004)⁷⁾、 併せて原則県域の放送対象区域®ごとの目標置局数も 定められ、いわゆる「県域免許」と呼ばれる現行の地 上波民間放送の地域性要件が定着することとなった。 ちなみに、放送対象区域の設定は総務大臣の裁量範囲 とされており、法律で「県域」が定められているわけ

ではない。。

こうした地上放送の地域性要件を内包するのがいわゆる「マスメディア集中排除原則」である。「放送することができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」(旧放送法第2条の2)という規定を実現するために、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限するものである。さらに、複数のテレビ局を支配することができないように出資比率を規制する「出資規制」が設けられている。このマスメディア集中排除原則により達成できるとされるのが、放送の多元性・多様性・地域性である。

2.3 ネットワークの形成

多元性・多様性・地域性の理念追求と情報格差是正の名の下で一貫して進められてきた多局化政策であるが、これについては、かねてから、「多局化したメディアが直ちに地域的情報メディアとして機能しない」、「多局化の進んだ地域ほど番組の類似が見られる」といった批判がなされている(例えば山田、1990参照)。つまり、多元性が自動的には多様性や地域性につながらないという指摘であるが10、その一因となっているのがネットワークの存在であろう。

ネットワークとは複数の放送事業者間の業務提携であるが、「テレビ局の歴史は、ネットワーク形成の歴史でもある」(社団法人日本民間放送連盟、1997)と言われるように、前出の二つの日本初のローカル局もその誕生時以前に放送開始していた東京の2局¹¹⁾から番組供給を受けた。その後、国内初の民放ニュースネットワーク¹²⁾であるJNN(ジャパン・ニュース・ネットワーク)がTBSを中心に1959年に発足したのを皮切りに、1966年に日本テレビ系のNNN、フジテレビ系のFNN、1970年にテレビ朝日系のANNが形成された¹³⁾。

ネットワーク協定はこれらニュース放送の提携から始まったわけであるが、ローカル局が毎日規則的・継続的に国内外のニュースを提供するためには特定キー局との提携は必然であり(北海道放送社史編纂委員会、1982)、キー局にとっては地域のニュース供給源としてローカル局との協力関係は不可欠であった。さらに、キー局が制作した番組を全国ネットすることで、広告媒体としての価値も高まるという営業的要請から番組供給ネットワークを構築した。元々東京キー局に対抗できるような番組制作資源の無かったローカル局にとっては、良質の番組を安定して得られることは経営的にプラスであるし、何よりネットワーク配分¹⁴⁾という広告料の分配金を受け取ることができた。

要するに、キー局もローカル局も経営を優先した結果がネットワークの形成であり、県域免許と出資規制という構造規制で誕生した多元なローカル局が実際に達成したのは、多様性でも地域性でもなく、中央の作った番組を地域にも等しく供給するという同報性・同質性であった。ローカル局の経営課題について、群馬・福島・長野の複数ローカル局などにインタビュー調査を行った筬島・樋口・吉見・木戸・関野・深澤(2010)は、在京キー局中心の系列構造を当然視する事業者に対し、「系列構造そのものは放送制度の柱であるマスメディア集中排除原則に対して対抗的に働くものであり、系列構造を抜きにして県域放送制度が存在しえないとすれば、それは制度的矛盾である」と指摘している。

国民に映像コンテンツを届ける手段が限られていた時代には、情報の共有や文化の形成のためにも、中央の作ったものを一律に全国隅々に伝達する同報性維持には一定の意義があったであろう。しかし、デジタルテクノロジーの出現がもたらしたメディアの多様化は、映像コンテンツへのアクセス・チャンネルを増大させ、地上波テレビの希少価値を希薄化した。つまり、

同報性の担い手がローカル局である必然性はなくなり、むしろ衛星放送のような代替メディアの有効性が認識されるようになった。ここに至って初めて、地上波民間放送事業が「競争」市場に該当するものと理解されるようになった。さらには放送事業者自身が国策としてのデジタル化を迫られ、その投資がローカル局の経営基盤を揺るがし、現実の経営課題として顕在化し、「潰さない」ためにはどのような政策が採られるべきかという議論すら始まっている。

このような中、2008年4月に施行された改正放送法 ではマスメディア集中排除原則が緩和され、認定持株 会社方式による事業の再編が可能となった。つまり、 放送エリアを越えて大規模局が小規模局を傘下に収め て経営支援できる法整備がなされたのである。さらに、 前述の通り、2010年改正放送法では、それまで省令で 定められていたマスメディア集中排除原則を放送法に 明記した上で、出資比率規制を「5分の1未満」から「3 分の1未満」に緩め、出資に余力のあるキー局などの 大規模局が経営の苦しい小規模局を傘下に入れること が可能となった。持株会社の放送対象地域の数の合計 (持株会社傘下の子会社数) は12以下なので、在京キー 局(7局相当)は在阪準キー局(6局相当)以外のロー カル局との合併が可能である。また、隣接地域や地域 的関連性が密接な地域のローカル局が合併することも 認められるが、放送エリアの重複地域では10分の1以 下の出資規制が依然として留保されている。つまり、 既存のネットワーク内での合併が想定されており、今 後もネットワークを基軸とする戦略は継続されると思 われる。

ここまで、地上波民間テレビ放送において、ネットワーク形成の過程で「地域性」が失われてきたことを論じてきた。その一方で、市村(2003)が主張するように、ローカル局が地域メディアとしてのポジションを確立できたのには、ネットワークの存在があったか

らとも言える。とりわけ、同じチャンネルでキー局の番組と自局の番組を放送することは、番組のクオリティを同質化しようという努力にもつながり、結果として、ローカル局の制作力の向上を実現している。そして、この番組制作のノウハウこそが、地域メディアとしてローカル局再生の切り札となる可能性がある。次章では、ネットワークとは別のフェーズで新たな事業を展開することで、ローカル局が地域メディアの主たる担い手となれる道筋を議論する。

3. 地域民間テレビ放送の再編

3.1 ノウハウの還元

地上波テレビ事業者は、放送開始からおよそ60年 の歴史の中で、報道、スポーツ、芸術、娯楽などあら ゆる分野で映像表現、技術、送出の方法を発展させて きた。特に地上波民間放送事業者は、熾烈な視聴率競 争の中で番組制作を洗練させてきた。扇情や低俗に導 きがちであるとして、しばしば非難の対象となる視聴 率競争であるが、人々の興味をそらすことなくチャン ネルにとどまらせるという目的を追求する中で、様々 な演出法が生まれ、トピックにより適切な時間の長さ が試行錯誤され、編集テクニックや美術・照明の効果 なども磨かれてきたという面は率直に評価されるべき である。また、番組制作だけでなく、その広報やプロ モーションにも工夫を凝らしてより多くの人に見ても らう努力を続けてきた150。これらのノウハウは数年間 の専門学校での教育や、散発的にしか行われない業界 団体の研修で習得されるようなものではなく、実際に チームで業務を行う中で徐々に身に付けていくもので ある。

脇浜(2009)のケーブルテレビのコミュニティチャンネルに対する視聴者の満足度調査では、質的な不満として「音質・画質が悪い」や「VTRの編集が下手」

といった見栄えに対する指摘があった。これは視聴者側も地上波民間テレビの番組の質に慣れてしまっているためと考えられる。逆に言えば、ネット動画の視聴者投稿のようなものを除けば、既存のケーブルテレビのコミュニティチャンネルであれ、新放送サービスであれ、今の地上波テレビのクオリティまで到達していなければ、地上波テレビに見劣りがして、それと拮抗するだけの映像サービスになりえないのである。ちなみに、ここで言う「クオリティ」とは内容の面白さや深さという意味だけではなく、音声に雑音が入らずクリアに聞き取れる、余計な影が出ないようにきちんと照明が当てられている、スムーズで飽きのこない編集となっている、言葉の間違いや棒読みになることなくアナウンサーが話す、といったことを含む全体的な映像ソフトとしての完成度のことである。

クリエイティブな作業を伴うテレビ産業においては、単にチャンネルを増やして新規参入を募っても、そこで流されるコンテンツがすぐに増えるわけではない。まず、クオリティの高いコンテンツが多く作り出されるようになることが再編の前提条件である。優先して着手すべきはコンテンツを作り出す技能を持つ人材を育成することであり、上述したような様々な分野で、大幅に技能者を増員することなしにはこれからの映像産業を支えることはできない。

地上波民間テレビ事業者は、「民間」でありながら 公共の電波を長年にわたって寡占的に割り当てられる ことで、映像メディアの制作と運営のノウハウを蓄積 してきた。これを新たなメディア環境の中で他者に還 元して、自由で多様でかつ効率的なテレビ産業再編に 貢献することを求められるのは当然といえよう。蓄積 されているノウハウを他メディアに移転するための第 一段階としては、地上波民間テレビ事業者がケーブル テレビやインターネット放送の独自コンテンツも手が けていくことになるが、具体的なモデルは後述する。 それぞれの現場で人的な交流が生まれるような環境を 整えればノウハウの継承が可能となる。

3.2 地域性発揮の重要性

テレビ産業再編にあたっては、全く新しいサービス をまず創出させ、既存サービスとの競争を促して全体 としてのサービス向上と変革を導くという方法と、現 存する事業や事業者を発展・拡大させて後にしかるべ き分離やサービスの転換・移行をしていくという道筋 の二つの考え方があるが、ノウハウの還元は後者のモ デルである。つまり、既存の地上波テレビの事業を発 展・拡大させる再編策であるが、この有効性について は、「中央」と「地域」では分けて考える必要がある。

ドラマやバラエティーなど主に「中央」で制作され るコンテンツに関しては、地上波以外のプレーヤーも 再編へ向けた数々の試みを行っている。例えば、通信 会社が資金を投入して、地上波や映画などで実績のあ る制作者や有名なキャストを使って携帯電話向けのド ラマシリーズを作るなど、新興メディアの可能性が模 索されている。エンターテインメントの分野は収益性 が高く、このような積極的な参入が期待できる。また、 ニュースの分野でも、東京にはCNNを始めとする国 際的なメディアが拠点を置き、放送と通信を融合した 先進的な取り組みを行っていて、国内メディアもこれ に刺激を受ける環境にある。このように地上波主導以 外にも再編の原動力となる要素が「中央」には存在す る。

しかしながら「地域」においては、収益性が高いと は言えない地域情報が主たるコンテンツであり、資金 も人材も乏しく、地上波に対抗できるような新興メ ディア出現への望みも薄い。つまり、既存の地上波テ レビの事業を発展・拡大させる再編策は、「地域」に おいて特に有効であると考えられるのである。

また、地上波民間テレビ放送事業者が主導して地域

のテレビメディア全体の「クオリティ」の底上げを図 ることは、長期的な「地域性」発揮を目指しているが、 その一方で、短期的な「地域性」発揮にもつながる。 地上波民間テレビ放送事業者にとって、ケーブルテレ ビやインターネット放送への展開は、情報発信ルート の多様化を意味するからである。東京キー局以外の ローカル局の自社制作比率は高くない160。その原因と して、ネットワーク協定のため自律した経営ができず、 地域の番組を放送する時間枠が自由に取れないという 事情がある。これが地域災害報道の際に著しい足かせ となり、本当に地域に必要なライフライン情報が伝え られない等、被災者が不利益を被るという結果も生じ ている。しかし、情報発信ルートを現行の地上波チャ ンネルだけでなく、ケーブルテレビやインターネット まで広げると、地域に伝えられる情報は増加する。地 上波チャンネルで東京キー局の主導で災害の全体像を 伝えている間にも、地域の被災者のためのライフライ ン情報等をケーブルテレビやインターネット放送で提 供することができる。ただし、いざという時に機能す るためには平時から日常的に取り組んでおくことが必 要である。

平時においても、総合編成を基本とする地上波民間 テレビではローカルニュースの放送枠が潤沢にあるわ けではない。図表は、NNN系列テレビ局の平日昼の ニュースのローカル枠放送時間枠である。キー局の日 本テレビから9分間の全国ネットニュースが流れた後、 それぞれの局が独自にローカルニュース枠を設定して 放送する。放送時間枠と放送エリアの人口、面積、経 済活動の規模とは全く相関は見られない。また、その 日伝えるべきニュースの量が多くても少なくてもこの 時間が増減することはない。局によって異なる編成方 針が反映されているだけである。営業的観点から、ロー カルニュースは短くして、地域とは関係ない別の娯楽 番組を放送するという判断をしているケースも多い。

こうした局側の事情で、伝えられない情報が出てきて いるのが今の地上波民間テレビの実情である。伝送方 式の選択肢が増加している中で、地域のための放送の 施策を講じないのは、地域の報道を担うメディアとし て適当ではない。

2011年10月にBSデジタル放送のチャンネルが増加 して、これまでの倍の24チャンネルとなった¹⁷⁾。2012 年春には更に7チャンネルが追加された。また、自宅 のパソコンからのブロードバンド回線利用は2010年末 で77.9%に達している180。全国一斉にコンテンツを届 ける広域性を持つ伝送路が充実していく中、地域の電 波周波数の割り当てを受ける地上波民間放送事業者に とって、「地域性の発揮」はますます「生命線」となっ

図表 NNN 系列局の平日昼ニュースローカル枠 (2011年9月)

局名	放送エリア	ローカルニュース枠
日本テレビ	東京・神奈川・千葉・埼玉・群馬・栃木・茨城	17分
札幌テレビ	北海道	3分20秒
青森放送	青森	4分15秒
テレビ岩手	岩手	3分10秒
宮城テレビ	宮城	4分50秒
秋田放送	秋田	3分20秒
山形放送	山形	4分05秒
福島中央テレビ	福島	4分05秒
テレビ新潟	新潟	5分05秒
テレビ信州	信州	2分30秒
静岡第一テレビ	静岡	6分55秒
北日本放送	富山	3分30秒
テレビ金沢	石川	5分10秒
福井放送	福井	1分
中京テレビ	愛知・岐阜・三重	9分35秒
読売テレビ	大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山	3分10秒
日本海テレビジョン	鳥取・島根	2分20秒
広島テレビ	広島	1分55秒
西日本放送	香川・岡山	2分35秒
長崎国際テレビ	長崎	2分35秒
熊本県民テレビ	熊本	4分35秒
鹿児島読売テレビ	鹿児島	2分05秒
テレビ宮崎	宮崎	4分

注:山梨放送・山口放送・四国放送・南海放送・高知放送・福岡放送はデータなし。 出典/テレビ番組表等より筆者作成

てくる。

3.3 地域メディア再編モデル

最後に、ローカル局が地域メディア機能を発揮する ための具体的な再編モデルを、地上波民間テレビと ケーブルテレビとの関係で提示する。

(1) ニュース単位での連携

デイリーのニュースに関して、地上波民間テレビ局 とケーブルテレビ局とが連携できれば、お互いを補い 合うことで地域情報充実の可能性が広がる。ここでは、 地上波民間テレビの放送エリアに、より対象エリアの 狭い複数のケーブルテレビ局が存在していることを想 定している。例えば、地上波民間テレビが迅速に十分 な人員を手当てできない放送エリアの端の地域で発生 したニュースに対しては、まずは当該地域のケーブル テレビ局のスタッフが初動対応する。この時点で、ケー ブルテレビ局にカメラ等を出す余裕がなくても、場所 や名称の確認など、現場での基本の情報収集を行って おくことは後の迅速な取材活動に役立つ。地上波テレ ビ局のスタッフが合流したら、情報を共有して効率よ く取材活動を行う。土地勘があり地元に顔見知りがい るケーブルテレビのスタッフの存在は、どこに行くと どのような映像が撮れるのか、この話は誰に聞けばい いか、中継のためのスペースを提供してくれる協力者 はいるのかなど、様々な点で有効である。カメラや中 継車など、足りない機材を借りることもできるであろ う。集めた情報や映像をニュースとして作り上げてい くには、地上波テレビのリソースをフル活用すること ができる。

情報を発信するにあたって、地上波において枠が確 保できない場合は、ケーブルテレビのコミュニティ チャンネルで放送する。このような連携を行えば、取 材をしてもそのニュースバリューに見合う放送枠が取 れなかったり、他のニュースとの比較で「ボツ」になっ たりするケースがある地上波民間テレビが、当該地域 のケーブルテレビに発信の機会を持てるので、これま でできなかった地域のニュースを視聴者に届けること ができるようになる。一方、ケーブルテレビにとって は、自力では実現できない頻度とクオリティの地域 ニュースを、コミュニティチャンネルで提供できるこ とになり、視聴者の利益につながる。すなわち、ニュー ス単位での連携は、地域情報の需要と供給の崩れたバ ランスを一時的に取り戻すことを可能にする。

(2) 番組制作での連携

ニュース単位での連携を発展させて、地上波民間テ レビが、ケーブルテレビのコミュニティチャンネル向 けに定期的に番組を制作するという、より強い連携も 考えられる。例えば、数分しかないお昼のローカル ニュースを地上波での放送の後に、地域のケーブルテ レビのコミュニティチャンネルでローカルニュースと して放送すれば、枠内に入りきらなかった情報や、「ボ ツ」になったニュースをそこで取り上げることができ る。また、ケーブルテレビが取材したニュースもそこ に組み込んでいくことで内容の充実が図れる。さらに は、同じ番組内では「クオリティ」の平準化が行われ るので、こうした連携を日常的に行えばケーブルテレ ビ側の制作能力の向上が期待できる。

このフェーズでは、地上波テレビに蓄積されたテレ ビメディアコンテンツプロダクションのノウハウを、 他のテレビメディアに分配することを実現する。受け 継いだノウハウを、ケーブルテレビは独自のコンテン ツ作りに生かしていけると思われる。

なお、こうした番組制作であれば、複数の地上波テ レビ事業者が一つのケーブルテレビ局に対し、時間別、 曜日別で連携することも可能である。

(3) チャンネル単位での連携

相対的に高い能力を持つ地上波民間テレビ事業者の 関与としては、ケーブルテレビに別チャンネルを独自 に持つという方法も考えられる190。再送信チャンネル ではなく、ケーブルテレビで地上波のチャンネルに次 ぐ第二のチャンネルを運営し、より地域に密着した番 組が編成できることになる。地方議会、市町村選挙、 地域スポーツ中継など、地上波ではカバーしきれてい ない分野は多くある。例えば、大阪に拠点を置く地上 局は大阪府と大阪市の首長選挙は大々的に取り上げる が、大阪府の大阪市以外の市やその他の府県の選挙は ほとんど扱わない。それぞれの府県に一つしかない独 立U局に任せる形となっているのが現状で、関西圏で 情報量の格差が生まれている。これは、地上波民間テ レビ事業者がケーブルテレビチャンネルを持つことで 補完できる。運営においてはケーブルテレビスタッフ と共同で行い、ノウハウを共有し、各分野の人材を育 成することができる。

(1)(2)(3)の連携は、「ケーブルテレビ」を、自 治体やNPOのインターネット放送局や新しいマルチ メディア放送に置き換えることもできる。つまり、放 送の枠組みを超えて、通信との融合を促進するモデル でもある。形式上は地上波民間テレビ事業を発展・拡 大させることになるが、狙いとしているのは、公共の 電波を長年にわたって寡占的に割り当てられること で、地上波民間テレビ事業者が獲得してきた映像メ ディアの制作と運営のノウハウを、通信系メディアを 含む他者に還元することである。放送、通信の分野を 問わず、様々な映像メディアの担い手が十分に育成さ れていけば、将来的に地域情報の充実につながってい くだろう。

4. おわりに

これまで、地域の民間テレビ放送事業者は、ネット ワークの一員としてその枠組みの中で役割を果たしさ えすれば、免許事業として守られ、安定した事業を展 開できたが、メディア環境の変化の中でその地位には 懐疑の目が向けられている。通信事業者が周波数帯 の激しい獲得競争を展開している一方で、安定的に 6MHz幅の電波を与えられている放送事業者が、時代 に合わせた相応の役割を求められるのは必然である。

事業者側が決めた編成で一方向的に情報発信される 放送へのユーザーのフラストレーションは加速度的に 高まり、特に、インターネットに慣れ親しむ若い世代 において、「テレビ離れ」は進んでいる。ネット情報は、 速報性において放送より優れ、ユーザーが自らの都合 に合わせて情報にアクセスでき、編集された情報だけ でなく一次情報にも触れられる場を提供している200。 さらには、ソーシャルメディア等によって自らの情報 発信が伝播していく経験が積み上げられているところ である。

こうしたIP化による情報コミュニケーション形態の 変化は確実にテレビのビジネスモデルの変革を迫って いる。これまでの与えられた放送波の枠組みの中から 踏み出さず、既得権を守ろうとすれば、メディアとし ての存在意義さえ失いかねない。

本稿で分析してきたように、中央集権的な放送産業 構造から脱却し、地域の他のメディアと連携を深める ような地域メディアとして真価を発揮するための戦略 に取り組むことこそが、地上波ローカルテレビの生き 残りの道ではないだろうか。



Noriko Wakihama 脇浜 紀子

博士 (国際公共政策) 1990年神戸大学法学部卒。同年、読売 テレビ放送株式会社入社。

「ズームイン!!朝! | の全国ネットキャ スターなど、アナウンサーとして報道 番組、情報番組を担当。2000年 University of Southern California, Annenberg School for Communication 修士号取得。(M.A. in Communication Management)

2001年『テレビ局がつぶれる日』を東 洋経済新報社より上梓。

2004年より京都精華大学非常勤講師、 2010年より京都造形芸術大学非常勤講 師。総務省ユビキタスネット社会の実現 に向けた政策懇談会構成員。2010年大 阪大学大学院国際公共政策研究科博士 号取得。慶應義塾大学メディア・コミュ ニケーション研究所研究員。兵庫ニュー メディア推進協議会特別会員。NPO(特 定非営利活動法人)HINT理事。

補注

- 1) 日本テレビも関東を放送エリアとするローカル局という役割もあるが、現状において在京局はキー局と いう位置付けが大きい。本稿では在京局は地域局とは扱わない。
- 2) 池田(2006) は、田中角栄郵政大臣(当時)がテレビ局開設申請を一本化調整するなど、電波を「利権」 として自らの政治活動に有効に使ったと指摘している。
- 3) 一般に、「地上民放テレビ4局化構想」と呼ばれる。1986年1月、郵政省(当時)がテレビ放送用周波数 の割当計画基本方針を修正し、受信機会の平等を実現するため全国各地域で最低4の民間テレビジョン放送 の受信が可能となることを目標とすると明記した(社団法人日本民間放送連盟、2001)。
- 4) 電通「日本の広告費」によると、2011年のテレビ広告費は媒体別では総広告費の30.2%を占めてトップ である。2位はインターネット広告費で14.1%、3位が新聞で10.1%である。
- 5) 昭和25年12月5日電波管理委員会規則第21号が、後に、郵政省令、総務省令となる。電波管理委員会は 戦後GHQの指導の下、短期間設置されていた(1950年6月1日設置、1952年7月31日廃止)。

補注

- 6)「一般放送事業者に対する根本的基準第9条の適用の方針」では独占の排除、集中の回避、「一般放送事業者に対する根本的基準第9条の適用の方針に基づく審査要領」では議決権や役員数の制限、ラジオ・テレビ・新聞の三事業兼営原則禁止なども規定している。
- 7) 放送普及計画第1の3に「地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営に おいて地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関す る当該地域社会の要望を充足すること。」と記載されている。
- 8) 放送対象地域は、放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる 一定の区域として、総務大臣が放送普及計画において定める。原則は県域単位だが、例外は、関東広域圏(茨 城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川)、関西広域圏(滋賀・京都・大阪・奈良・兵庫・和歌山)、中 京広域圏(愛知・岐阜・三重)、岡高地区(岡山・香川)、山陰地区(鳥取・鳥根)である。
- 9) 放送法第2条の2に、総務大臣が放送普及基本計画において置局に対する放送対象地域を定めるという内容の規定がある。その際の勘案すべき事情として、「地域の自然的経済的社会的文化的諸事情」などが挙げられている。また、電波法第14条第3項に、放送をする無線局の免許状に放送区域の記載をしなければならないと定められている。
- 10) 放送の多様性については、中村(2004)が経済学的視点から詳しく論じている。
- 11) 日本テレビ放送網(1953年8月28日開局)とラジオ東京(1955年4月1日開局、現TBSテレビ)。
- 12) ニュースネットワークの他に、番組供給ネットワークもある。小塚 (2003) は、民放ネットワークは法律的に分析すると、ネットワーク基本協定、ネットワーク業務協定、ネットワークニュース協定といったいくつかの契約が重なり合って構成されていると報告している。
- 13) 全国6局のみが参加しているテレビ東京系列のTXNネットワークが完成したのは1991年である。
- 14) 番組を発信するネットワーク発局がネットワーク受局に対し放送料金(収入)を分配する。発局が受局の分もまとめて広告会社と交渉する方式と各局が個別に交渉する方式がある。西(1998)は系列各局への配分比率はそれぞれの局が立地する地域の人口や経済力に応じることになっているが、実際には経営状態などの特殊事情が考慮されることが多いと説明している。
- 15) ここでの地上波事業者の優位性については、外注のプロダクションも含めた地上放送事業に従事する者を絵体的に論じている。
- 16) 7割超のローカル局の自社制作比率は10%前後にとどまっている。(社団法人日本民間放送連盟、2011)。
- 17) 24チャンネルにはラジオ1チャンネル、データ放送1チャンネルが含まれる。
- 18) 総務省の「平成22年通信利用動向調査」による。
- 19) 地上デジタル放送では、標準画質放送 (SD放送) であれば1事業者が3チャンネルまで放送できるマルチキャストも可能であるが、実際にはネットワークやスポンサーからの高精細度画質放送 (HD放送) 要請などがあり、実施している事業者はごく稀である。
- 20) 俗に「だだ漏れ」と言われ、記者会見などを最初から最後まで配信しているので、ユーザーは前後関係や全体像から自ら価値判断できる。

参考文献

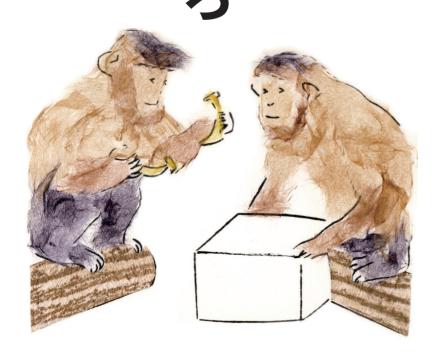
- 鈴木健二(2004)『地方テレビ局は生き残れるか―デジタル化で揺らぐ「集中排除原則』」、日本評論社
- 山田晴通 (1990)「シンポジウム地域メディアの多元的競合とその展望」、『新聞学評論』No. 39. 1990, pp. 253-267.
- 社団法人日本民間放送連盟 (1997) 『放送ハンドブック (新版)』、東洋経済新報社
- 北海道放送社史編纂委員会(1982)『北海道放送三十年』、北海道放送株式会社
- 筬島専・樋口喜昭・吉見憲二・木戸英晶・関野康治・深澤輝彦(2010)「県域放送制度と今後のローカル局 の経営課題について」、『メディア・コミュニケーション研究所紀要』No. 60、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所、pp. 135-153.
- 市村元 (2003)「テレビの未来—地方局の視点から」、『マス・コミュニケーション研究』No. 63、日本マス・コミュニケーション学会、pp. 72-97.
- 脇浜紀子 (2009)「コミュニティ・チャンネルの評価分析―兵庫県内のケーブルテレビを対象に―」、『情報 通信学会誌』Vol.27、No. 3、情報通信学会、pp. 57-73.
- 池田信夫(2006)『電波利権』、新潮社
- 社団法人日本民間放送連盟(2001)『民間放送50年史』、日本民間放送連盟
- 「2011年日本の広告費」株式会社電通(website)(http://www.dentsu.co,jp/books/ad_cost/2011/media.html 最終確認日 2012年11月12日)
- 小塚荘一郎(2003)「放送事業関連契約の研究―継続的契約としての民放ネットワーク」、『研究報告』放送 文化基金(http://www.hbf.or.jp/grants/pdf/j%20i/15-ji-koduka.pdf, 最終確認日 2009年12月2日)
- 西正 (1998) 『図解放送業界ハンドブック』、東洋経済新報社
- 社団法人日本民間放送連盟(2011)『日本民間放送年鑑2011』、コーケン出版
- 「平成22年通信利用動向調査」総務省(website)(http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/110518_1.pdf、最終確認日2012年11月12日)

情報伝達·解体新書

彼らの流儀はどうなっている? 執筆:藤田和生 絵:大坪紀久子

動物にもこころはある。あると感じる。でも、それは人間の思い込みなのだろうか?

動物たちのこころ



思い浮かべる こころ

動物との触れ合いは楽しい経験である。ほんのちょっとした動作に、彼らのこころをありありと感じる。この感覚は本当だろうか。それとも私たちの美しい誤解に過ぎないのだろうか。

この問いに答えるのは簡単なことではない。彼らとのやり取りには、言語という便利な道具が使えないからだ。しかしこの30年あまりの間に、種々の方法が工夫され、動物たちのこころの働きが、思いのほか豊かなことが分かってきた。私たちのラボで行われた研究をいくつか紹介しよう。

まずはイヌを例に取ろう。イ ヌに、大切なパートナーである 飼い主が自分の名前を呼ぶ声 を何度か聞かせる。その直後に テレビ画面に見知らぬ人物の写 真を出すと、イヌは驚いて長時

Kazuo Fujita 京都大学 大学院 文学研究科 教授

1953年大阪生まれ。京都大学理学部卒業。京都大学大学院理学研究科動物学専攻修了、理学博士。 京都大学霊長類研究所などを経て現職。専門は比較認知科学。

霊長類を始め、多様な動物たちの知性と感情の働きを、行動的に分析している。

間その写真を見つめる。最初の 音声がこの見知らぬ人物の声で あった場合にはこういうことは 起こらない。つまりイヌは飼い 主の声から飼い主の映像をここ ろの中で思い浮かべている。

イヌはたった一度の経験を、 後刻取り出して利用できる。初 めての場所で、複数の箱に餌を 入れ、全部見せてから、一部の 箱でだけ食べるのを許す。その あと帰宅を装って散歩に連れ出 し、餌を全部回収したあと、再 度テスト場所に連れ戻し、自由 に箱を探索させる。思いがけず 巡ってきたチャンスで、イヌは 真っ先に餌が残っているはずの 箱へ行く。

いたわるこころ

フサオマキザルは、学習能力 の高さと手先の器用さを買われ て、北米では肢体不自由者の介 護者として活躍している南米産 のサルである。このサルは他者 の感情を読み取り、その原因を 推理できる。

ある実験では、二つの不透明 の箱を挟んで2頭のサルを対面 させた。箱にはサルの喜ぶ物体 か怖がる物体が入っている。一 方の箱だけを開けて片方のサル に中身を見せたあと、それを見 ていた反対側のサルに箱を選ば せると、相手が喜んだ場合には、 開けられた箱、恐れを示したと きには反対側の箱を選んだ。

別の実験では、二つの透明の 餌箱を挟んで2頭のサルを対面 させた。箱の一方は良い餌とま ずい餌、もう一方は良い餌だけ が入れてある。操作役のサル は、どちらかの引出しを引くと 中の餌が取れ、待ち役のサルに は、その箱の中のもう一つの餌 が手に入る仕組みである。操作 役の餌はどちらを引いても同じ だが、待ち役側の餌は操作役の 選択で変わる。

操作役は、きっとタダ乗りす

る待ち役にまずい餌が渡る箱を 引くだろうと考えた。ところが、 やってみると、待ち役が群れの 中の最下位個体だったときに は、操作役は、何と良い餌の方 をより多く引いたのである。こ のサルは弱者に対し無条件の好 意を示すことがあるのだ。

助け合うこころ

次に待ち役が装置全体を適切 な位置に移動させなければ、操 作役は引出しを引けないように して、待ち役の協力が必要な条 件を作った。すると操作役は、 相手の群れでの順位にかかわら ず、良い餌が渡る箱をずっと多 く引いた。つまりサルは協力に 対するお礼もするのである。

動物たちは決して本能のまま になど生きてはいない。彼らは 状況をよく見て、考え、そして 何が適切な行動なのかを常に判 断しているのである。

「APSITT 2012 | 参加報告

笹田 直利

大阪大学 大学院 工学研究科 博士前期課程

APSITT 2012が11月5日から9日にかけて、 チリ大学とフェデリコサンタマリア工科大学で開催された。 筆者は、公益財団法人KDDI財団の海外学会等参加助成の支援を賜り 参加することができたため、ここに参加報告を行う。

◆APSITT 2012 概要

この度、筆者は、公益財団法人KDDI財団の海外 学会等参加助成の支援を賜り、The 9th Asia-Pacific Symposium on Information and Telecommunication Technologies (APSITT 2012) において研究発表を行 う機会を得た。

APSITT は電子情報通信学会の通信ソサイエティが 主催する国際会議であり、アジア太平洋地域における 情報通信技術研究の活性化、また同分野の学術・技術 交流の活発化を目的として開催されている。APSITT に関して、特筆すべき事柄の一つにその開催地がある。 APSITTは、これまで国際会議の開催や国際会議への



参加者が少なかった国や地域において、現地の政府組 織や大学と協力して国際会議を開催している。これに より、その国や地域の研究者を国際会議に参加しやす くし、その後も継続的に国際会議の場で活躍してもら うことや、現地企業との交流を促している。

第9回目である本年は、チリのUniversidad de Chile (チリ大学)、Universidad Tecnica Federico Santa Maria (フェデリコサンタマリア工科大学) の2大学を会場と して開催された。両校は共に長い歴史を持つ大学であ る。開催されたキャンパスビジットでは、日本に比べ 広々とした室内において学生が意欲的に協力して研究 活動を行っている様子を見ることができ、工学研究の 場としての魅力を感じた。

APSITTはICTに関してはかなり幅広い技術領域を 対象としている。特に本年は"Application" "Cloud" "Computing" "Distributed System" "Data Analysis" "Networks" "Traffic" "Wireless" などの技術領域で 多くの論文が投稿され、これらが現在のトレンドであ ることがうかがえた。また、本年は開催地がチリとい う遠方ではあったが、100名近い邦人が会議に参加し ていた。

◆ICTの利用と国際協調

本会議の様子を報告するため、筆者自身も研究発表を



テクニカルビジットで研究の紹介を行う現地の学生と聴講する参加者



笹田 直利 大阪大学 大学院 丁学研究科 在籍 2010年大阪大学工学部卒業。専門は ユーザー体感品質、ワイヤレスエージェ ント等。現在は、移動通信サービスの トラフィック急増によるユーザー体感 品質の劣化を防ぐべく、無線帯域の分

配手法に関する研究を行っている。

Naotoshi Sasada

行った Wireless のセッションの一部を紹介したい。本 年投稿された論文の一部を挙げると、携帯電話網のト ラフィック制御、アドホックネットワークの低電力化 や高速化、コンテンツ分散の高速化などに関する発表 が行われ、データリンク層からアプリケーション層ま で広く議論が展開された。なかでも邦人参加者にとっ てはMauricio Contreras氏(チリ大学)らの発表は興 味深く感じられたようである。Mauricio氏らはモバイ ルセンサーを活用した地下鉱山での労働環境のモニタ リング手法の提案と実運用の報告を行った。余談では あるが、本会議の3日目である11月7日には、会場を 移す途中でCODELCO (チリ銅公社) へのテクニカル ビジットとして銅鉱山の見学が行われていた。チリは 世界最大の銅生産国であり、また同公社はチリ国内で 最大の銅生産企業である。そのため、この発表は開催 地の社会的ニーズを色濃く反映したものであると参加 者には受け止められていた。

本会議においては全体を通じてICTの高品質化・高 機能化を目指す論文が多く投稿されていたが、同時に、 CODELCOのように企業活動へのICT応用を検討する 講演や、ICTの発展がもたらす社会的な影響を考慮し た講演も行われた。その一例として、青山友紀教授(慶 應義塾大学) による招待講演の一部を紹介したい。青 山教授によれば、現在においてもICTのパラダイムシ フトは加速している。それらは例えば、社会的に主要

なネットワーク網が電話交換網からインターネット網 へ変遷するような変化であり、現在はNWGN(New Generation Network、新世代ネットワーク)を実現す るための努力が促されている。ICTのパラダイムシフ トはインフラや社会構造の変化も起こすために慎重な 検討を必要とするが、これを行うときには標準化活動 や研究開発活動が国家間で密接に協調をする必要があ る。本講演により、筆者は改めて国際協調の重要性を 認識した。ところで、NWGNで実現するend-to-endで のQoS (Quality of Service、サービス品質) 制御など は、電話交換網にありインターネット網にはない機能 である。このように、青山教授によればICTの進歩は 技術や機能の揺り返しを伴うことがある。このため研 究者は技術の新旧を問わず、一人ひとりが相互理解と 積極的な意見交換に努めることが重要である、という ことを筆者は再確認した。APSITTはこれらの機会を 提供する良い場となったのではないだろうか。

繰り返すようであるが、この学会は国際協調の重要 性を深く知る機会であった。一学生であるという立場 からも、国外で多数の研究者と交流する機会を得たこ とを筆者は光栄に感じるとともに、この経験を研究活 動に還元としたいと考える。末筆になってしまったが、 このような貴重な経験をさせていただいたKDDI財団 へ心より厚く御礼を申し上げ、本報告の結びとさせて いただく。

2015~2020年の 社会・生活変化に関する未来洞察

稲増文夫 株式会社 KDDI総研 調査 2 部長

マルチデバイス化やソーシャルメディアの浸透など、ICTの発展・活用は社会や生活に大きな変化をもたらしている。 ユビキタス社会、アンビエント社会、デジタルネイティブ、ノマドなど、

近年の社会・ライフスタイルの変化を予測・表現したキーワードが次々と提案されている。

この後に続く2015~2020年、私たちの社会・生活はどのように変化しているのか、

科学的な手法を用いて未来洞察を試み、「ボーダーダイブ」「心のアンチエイジング」など、六つのシナリオを提示する。

キーワード

未来洞察 社会変化シナリオ スキャニング手法 シェア コミュニティー

1. 未来洞察の取り組み

目まぐるしく変容するICT市場を取り巻く環境変化について、2015~2020年を想定した未来を洞察し、ICT市場に与えるインパクトを検討するため、KDDI総研では未来洞察に取り組んでいる。本年度は、慶應義



稲増 文夫 株式会社KDDI総研 調査2部長 1978年国際電信電話株式会社 (KDD、現KDDI) に入社。 2007年4月より現職。ICT市場を取り 巻く事業環境、サービス動向、ユーザー

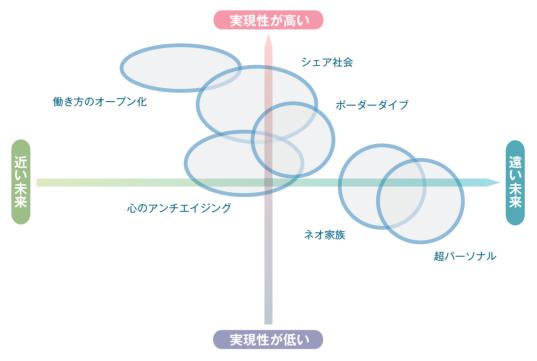
意識の変化等、市場動向に関する調査・

Fumio Inamasu

塾大学大学院のジョン・キム特任准教授をアドバイザー、一橋大学大学院の鷲田祐一准教授をコーディネーターとし、大学教授、デザイナー、クリエイター、起業家など、11名の外部有識者にも参加いただいた。

未来洞察の手法としては、1960年代のスタンフォード大学の研究機関に端を発し、70年代にSRIインターナショナルのメンバーが中心になって開発したスキャニング手法が基となっている¹⁾。これは、事業領域を取り巻く現状と動向を踏まえた演繹的推論²⁾に基づく未来シナリオと、社会・生活の変化の予兆を示す様々な出来事を踏まえた帰納的推論³⁾から導かれる社会・生活の変化シナリオとを組み合わせ、未来のビジネス、サービス、デバイス等を洞察するものである。本稿では、その中の社会・生活の変化シナリオ⁴⁾について紹介する。なお紹介するそれぞれのシナリオを、その実現可能性と、実現までの時間によってマッピングしたのが右図である。

図表 社会変化のシナリオ (コレスポンデンス分析)



ワークショップのグループ討議で抽出した18件の社会・生活変化シナリオについて、 ワークショップ参加者へのアンケート調査(実現可能性・時期、影響度等)を基にコレ スポンデンス分析を行い、六つのシナリオ群に集約。

2. 2015 ~ 2020年の社会・生活変化を 予測する六つのシナリオ

150件のスキャニング・マテリアル (未来の社会・ 生活の変化を予兆させる新聞記事などのクリップ) を 作成し、これを基に、ワークショップ参加者26名が各 人5件程度のスキャニング・クラスター(社会変化シ ナリオ)を持ち寄り、グループ討議、全体討議を経て、 次の六つの方向性を提示した。

(1) 既存の常識や慣習に捉われない「ボーダーダイ ブ人」が増大する

ボーダーレス(垣根がなくなる)からさらに踏 み出したボーダーダイブ (垣根を飛び越える) の 時代が来る。ここで言うボーダーとは、性別、年齢、 国籍、婚姻、価値観など、社会生活上の幅広い既 成概念を指す。個人の価値観が多様化し、それが 社会に受容されることで、社会全体の多様性が増 していく。

(2)「超パーソナル情報」の管理・活用が進展する

クラウド・ビッグデータといったICTの進展に より、あらゆる個人の情報(行動情報からDNA などの生体情報まで)が可視化され、それが個人 の生活・健康を最適にマネージしてくれる。ただ、 いくらセルフケアしても死は避けられないもので あり、死後に備えたサービス(残すもの、消し去 るものを管理するサービス)も普及するなど、商 品・サービス開発も、大量生産・大量消費型から 個人にフォーカスした多品種少量サービス型に移 行する。

(3) 地域社会を支える「知恵・人・インフラのシェア化」が進む

人口減少・少子高齢化を背景に、総世帯数は2015年以降減少するとともに、2020年以降は「夫婦と子ども世帯」が減少し、全都道府県で「単身世帯」が最も多くなる。こうした中で、今まで家族が担っていた機能を補完するため、社会リソース(知識、経験、スキル、オフィス・住居・車などの空間、自家発電した電力などのインフラなど)をシェアするという生活スタイルが広がる。高齢者が社会的に孤立せず、低成長時代に育った若い世代も共感しやすいシェアを基盤とした地域社会(コミュニティー)が生まれる。それは単に経済合理性を生むだけでなく、新たな人と人とのつながりを通じて新しい価値を生み出す。

(4) 血縁とは異なる家族形態「ネオ家族」が拡大する

血縁による家族関係が崩れ、単身で生活する人が増える中で、人と人とのつながりを求めるネオ家族が出現する。血縁が支えていた家族関係が情縁的なつながりに移行し、新たな家族が介護や死までも看取る。さらには、ペットやロボット、アバターに支えられる擬似家族も生まれる。

(5) ワークスタイルがオープン化する

一つの組織に帰属する働き方から解放され、マルチワークという形で兼業が大企業においても認

められていく。空間、インフラのシェアにより、 住む場所、働く場所の両方がマルチになり、ワークシェアもその中で進化する。3Dプリンターが 普及すると、消費者がものづくりに参加する構造 も生まれる。アマチュアがプロの世界に近づき、 プロは一つの世界だけでなく、マルチにグローバ ルに活躍するようになる。ブルーワーカーは、地 域を支えるサービス業にシフトしていく。

(6)「心のアンチエイジング」が進展する

医療技術やICT (センサー技術等) の発達によって身体的な若さの維持・自己管理が可能になるが、その一方で精神面での若返りが再認識され、生きがいの追求など、心の若返りに対する欲求が増していく。

3. ICTの活用

以上の社会・生活変化シナリオを縦軸に置き、一方で、ヒューマン・インターフェース、まちづくり、ICTビジネスの領域における未来シナリオを横軸に置いて交差させると、そのクロスするところに近未来のICTビジネスやサービスの芽が生まれる可能性がある。本稿で示した六つの社会・生活変化を支えるインフラストラクチャーとして、ICT活用の重要性は一層増していくものと思われる。

補注

- 1) 鷲田祐一・三石祥子・堀井秀之 (2009)「スキャニング手法を用いた社会技術問題シナリオ作成の試み」『社会技術研究論文集』 Vol.6, 1-15
- 2) 演繹的推論とは、一般的な原理から個々の事象を推論する(「原因」から「結果」を考える)。
- 3) 帰納的推論とは、個々の現象から一般的な原理を推論する(「結果」から「原因」を考える)。
- 4) あくまでも生活者視点に基づく社会・生活の変化シナリオであり、政治分野など社会全般を網羅してはいない。

第2回

Nextcom情報通信論文賞の 結果について

若手研究者の方々を奨励するため、Nextcom情報通信論文賞を設けています。

【Nextcom情報通信論文賞】

表彰対象者: Nextcom Winter号からAutumn号までの1年間に掲載された、45歳以下の著者(共著論文を含む)

による論文の中から、監修委員会が最も優秀であると認めた論文のご執筆者

*常勤の国家公務員(研究休職などを含む)、KDDIグループ関係者は対象外です。

表彰内容: 株式会社 KDDI 総研から表彰状 (Nextcom 情報通信論文賞) と副賞を授与します。

詳細については「Nextcom |ホームページ http://www.kddi-ri.jp/nextcom/index.html をご覧ください。

お問い合わせ先:〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー33階 株式会社 KDDI 総研 Nextcom 編集部

【第2回 受賞者】

第2回のNextcom情報通信論文賞は、2011年12月のWinter号(Vol.8)から2012年Autumn号(Vol.11)までを 対象として、監修委員会による選考が行われ、2013年1月30日に表彰状と副賞が授与されました。

2013年にNextcom情報通信論文賞を受賞された方

● 武田 邦宣氏 (たけだくにのぶ)

大阪大学 大学院 高等司法研究科

対象論文:「ネットワーク中立性 に関する新しいFCC 規則| (Nextcom Vol.9, pp4-9) 副賞:30万円



2012年度著書出版·海外学会等 参加助成の結果について

Nextcom監修委員会からの推薦を受けて、公益財団法人KDDI財団で審査されていた、2012年度の著書出版・ 海外学会等参加助成を受けられる方々が決定し、2013年1月30日に決定通知書が交付されました。

2012年度 著作出版・海外学会等参加助成を受けられた方々(五十音順)

【著書出版助成】2名 助成金:各200万円

● 石井 夏生利 氏 (いしい かおり) 筑波大学 図書館情報メディア系

> 著書:『プライバシー・個人情報 保護法の現在と未来一ライフログ とマイナンバー法の共通課題― (仮題)|



▶春日 教測 氏 (かすが のりひろ) 近畿大学 経営学部 准教授

著書: 『ネットワーク・メディア の経済学―メディア融合と進化―



【海外学会等参加助成】2名

● 高口 鉄平氏 (こうぐち てっぺい)

静岡大学 情報学部

対象学会: International Telecommunications Society (2012年10月18日~21日、



笹田 直利氏 (ささだ なおとし)

> 大阪大学 大学院 工学研究科 博士前期課程

対象学会: 9th Asia-Pacific Symposium on Information and Telecommunication Technologies (2012年11月5日~9日、チリ)



2013年度著書出版・海外学会等参加助成に関するお知らせ

本誌では、2013年度も公益財団法人KDDI財団が実施する著書出版・海外学会等参加助成に、候補者の 推薦を予定しております。

【著書出版助成】

【海外学会等参加助成】

助成内容:情報通信の制度・政策の研究に関する

著書出版への助成

助成対象者:過去5年間にNextcom誌へ論文を

ご執筆された方*

助成金額**: 3件、各200万円

助成内容:海外で開催される学会や国際会議への参加に

関わる費用への助成

助成対象者:Nextcom 誌に2頁程度のレポートをご執筆

いただける方*

助成金額**:北米東部 最大40万円 北米西部 最大35万円

ハワイ 最大30万円

その他地域 別途相談(総額100万円以下)

推薦・応募:監修委員会において審査・選考し、公益財団法人KDDI財団への推薦者を決定します。

応募方法並びに詳細は、下記「Nextcom」ホームページをご覧ください。

*常勤の国家公務員 (研究休職などを含む)、KDDIグループ関係者は応募できません。

**2012年度の内容です。本年度は変わる可能性があります。

論文公募のお知らせ

本誌では、我が国の情報通信制度・政策に対する研究活動の活性化を図るため、新鮮な視点を持つ若手研究者の方々から論文を公募します。

【公墓要領】

申請対象者:45歳以下の研究者(大学院生を含む)で、日本に在住する方

*常勤の国家公務員(研究休職などを含む)、KDDIグループ関係者は応募できません。

論文要件:情報通信の制度・政策に関する未発表論文(日本語に限ります)

*情報通信の制度・政策の参考となる内容であれば、情報通信以外の公益事業に関する論文も含みます。

*技術的内容をテーマとするものは対象外です。

選考基準:刷り上がり10ページ以内(およそ10.000字)

情報通信分野における制度・政策に対する貢献度を基準に、監修委員会が選考します。

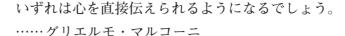
(査読付き論文とは位置づけません)

公募論文数:毎年若干数

公募期間:2013年4月1日~8月31日(掲載は2013年12月または2014年3月を予定)

応募方法・詳細については「Nextcom」ホームページ http://www.kddi-ri.jp/nextcom/index.html をご覧ください。

明日の言葉



クータイは心霊現象?

19世紀末に無線電信を実用化 したグリエルモ・マルコーニが こんな言葉を残している。

「いずれは心を直接伝えることができるようになるでしょう」

一体、どういう意味なのだろうか。ノーベル物理学賞を受賞し、自ら無線通信サービスの会社も設立して、タイタニック沈没事故に乗じてビジネスを拡大させた彼のこと。おそらく「心を伝える年賀状」のようないを伝える年賀状」のようないかと思ったのだが、そうではないかった。この言葉は『ニューヨーク・トリビューン』の女性記者によるインタビューで語られたもので、彼はこう続けていた。

「いつかきっと、たとえばレストランに入ってウェイターが『お一人ですか?』と訊ねる、するとこっちは『いや、知り合いを待っているんです』と答え、電波を一つか二つ送り出すとその知り合いが現れる――そんなふうになるはずです」(クリストファー・シルヴェスター編『イ

ンタビューズ I 』 文藝春秋 1998年)

電波で瞬間移動。彼は心霊主 義を信じており、テレパシーの 実用化も考えていたようなので ある。

マッドサイエンティストのようにも思えるが、よくよく考えてみると「電波」と「心」はどこか通じているような気がする。

ちなみに日本語の「心」の語 源は「こごる(凝る)」である。 料理の煮こごりのように固まる、 あるいはこわばるということ。 つまり「心を読む」というのは、 相手の内面というより外面から こわばりを察することなのであ る。「心を伝える」というのもこ わばりを伝える。こわばってい る様子を相手に伝えることで、 電波もいわば空気中のこわばり ではないだろうか。

電磁界に急激な変動を起こす と電波が発生する。電流のこわ ばりを空気中に放出するという わけで、「心」と「電波」は人 が発生させ、人から人へと伝わ

髙橋秀宝

article: Hidemine Takahashi

ノンフィクション作家。1961年生まれ。東京外国語大学モンゴル語学科卒業。 著書に『素晴らしきラジオ体操』『からくり民主主義』『やせれば美人』『趣味は何ですか?』『結論はまた来週』など。 『ご先祖様はどちら様』で第10回小林秀雄賞受賞。最新刊に『「弱くても勝てます」 開成高校野球部のセオリー』(新潮社)。 るという点でも共通しているの だ。

マルコーニの心霊主義に疑念 を抱いた記者が、「(私が) 電波 を送ったら、あなたはそれを受 信して答えてくれるんですか? | と訊ねると、彼は「約束はでき ませんね」と答えていた。記事 ではジョークとして扱われてい るが、これは今日の携帯電話 を予見している。当時はテレパ シーの話とされていたものが、 今は当たり前の通信機器。人の 存在が突然耳元に現れる携帯電 話は驚異の心霊現象ともいえる わけで、これを当たり前だと思っ ている私たちのほうがヘンとい えばヘンではないだろうか。

背暑

マルコーニ (1874~1937年・イタリア生まれ) は、自宅の屋根裏で無線通信の実用システムの研究をした。21歳で支援者を求めて渡英。数々の公開実験を行い注目を集め、1901年大西洋横断無線通信に成功した。1912年のタイタニック号沈没事故では、乗船していたマルコーニ無線会社の社員が救難信号を送り人命を救った。

編集後記

今号の特集は「公益事業」とし、3業界の課題を取り上げました。これらの業界・課題は、Nextcomが本来焦点を当てている情報通信とはそれぞれに全く異なる面もありますが、公益事業という横串で見ると、言わば"お隣様"でもあります。この点は情報通信と同じだけれどこの点は違う、などと比較しながらお読みいただけると新たな発見・気づきにつながるのではないでしょうか。

情報通信に関する議論を深めるために、今回のような情報通信以外の公益事業について議論する取り組みは、今後も継続したいと思っています。

次号の特集は、「インターネット・ガバナンス」 を予定しています。(しのはら)

Nextcom (ネクストコム) Vol. 13 2013 Spring 平成25年3月1日発行

監修委員会(五十音順)

委員長 舟田 正之(立教大学 名誉教授)

副委員長 菅谷 実(慶應義塾大学 メディア・コミュニケーション研究所 教授)

委員 依田 高典(京都大学 大学院 経済学研究科 教授)

> 川濱 昇(京都大学 大学院 法学研究科 教授) 辻 正次(兵庫県立大学 大学院 応用情報科 学研究科 教授)

> 林 敏彦(同志社大学 大学院 総合政策科学 研究科 教授)

山下 東子 (明海大学 経済学部 教授)

発行 株式会社KDDI総研

〒 102-8460 東京都千代田区飯田橋 3 - 10 - 10 ガーデンエアタワー

TEL: 03-6678-6179 FAX: 03-6678-0339

URL: www.kddi-ri.jp

編集協力 株式会社ダイヤモンド社

株式会社メルプランニング

有限会社エクサピーコ (デザイン)

印刷 瞬報社写真印刷株式会社

本誌は、我が国の情報通信制度・政策に対する理解を深めるとと もに、時代や環境の変化に即したこれからの情報通信制度・政策 についての議論を高めることを意図しています。

ご寄稿いただいた論文や発言等は、当社の見解を示すものではありません。

- ●本誌は当社ホームページでもご覧いただけます。 http://www.kddi-ri.jp/nextcom/index.html
- ●宛先変更などは、株式会社KDDI総研Nextcom (ネクストコム) 編集部に ご連絡をお願いします。(Eメール: nextcom@kddi-ri.jp)



